

第2次八幡市 地域福祉推進計画

認め合い 笑顔をつむぐ
わたしたちのまち



平成30年3月

八幡市

社会福祉法人 八幡市社会福祉協議会

ごあいさつ

本市では、平成 25 年 3 月に八幡市社会福祉協議会と協働で「地域のつながりで築く 安心・幸せのまちづくり」を基本理念に掲げる「八幡市地域福祉推進計画」を策定し、地域の皆様や関係団体の皆様とともに、地域福祉の推進に取り組み、一部地域において地区コーディネーターを配置し、見守り活動や高齢者等の居場所づくりを進めて参りました。



一方で、全国的に少子高齢化や核家族化が急速に進展するとともに、孤独死や虐待・ひきこもりなど私たちを取り巻く課題は益々複雑化しています。加えて、地域におけるつながりの希薄化や就業構造の変化に伴う担い手不足により、地域福祉を支える基盤が弱体化してきています。

これらの状況に対し、国ではこの 5 年間で生活困窮者自立支援法や子ども・子育て関連 3 法、障害者差別解消法などの立法を行うとともに、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置するなど、法令や制度の新設・改定が進められてきました。

この度、第 1 次計画の成果や座談会、アンケート調査や社会情勢などを勘案し、「認め合い 笑顔を結ぶ わたしたちのまち」を基本理念に置いて、担い手や連携、仕組みづくりに主眼を置いた 3 つの基本目標を策定しました。また、原点に立ち返り座談会活動『談活』を重点プロジェクトに据えて取り組むことといたしました。

すべての市民が、多様化する価値観を認め合い、誰もが笑顔になれる人と人とのつながりを育み、一人ひとりが主体的にわたしたちのまちを育むことをめざし、仕組みづくりに取り組んで参りたいと考えております。今後とも、皆様方のご理解とご参加を賜りますよう、よろしく願いいたします。

結びに、本計画の策定にご尽力を賜りました八幡市地域福祉推進計画策定委員会委員の皆様をはじめ、座談会にご参加いただきました皆様、アンケート調査やパブリックコメントにおいて貴重なご意見をいただきました皆様など、関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

平成 30 年 3 月

八幡市長 堀口文昭

ごあいさつ

本会では、八幡市と協働して策定した「八幡市地域福祉推進計画」に基づき、平成 25 年度から地区座談会を開催し、地域の課題を共有しながら、住民同士や地域の団体間のネットワークづくりや支え合い活動など、住民主体による地域福祉活動を推進してまいりました。



しかしこの間、少子高齢化や核家族化、単身化が進む中、価値観の多様化や地域意識の希薄化など、地域で支え合う力が低下し、生活上の悩みを誰にも相談できず、地域で孤立する高齢者や生活困窮者の増加など、地域社会における福祉課題が複雑化、深刻化しています。

これまでの社会保障や公的サービスではこれらの課題に十分対応しきれていない状況であることから、地域のつながりや支え合いを強化しながら地域住民やさまざまな団体、関係機関が協働し、課題解決に向けた取組を横断的、総合的、重層的に進めていかなければなりません。

これらのことを踏まえ、地域福祉を一層推進する仕組みと支援策の具体化を図るため、社会福祉協議会では引き続き八幡市と協働して「第 2 次八幡市地域福祉推進計画」を策定しました。

本計画では「認め合い 笑顔を結ぶ わたしたちのまち」を基本理念に、誰もが住み慣れた地域で安心して生活を営むために、互いを認め合い、それぞれの個性と能力を発揮できる機会や、必要に応じて協働できる関係づくりを進めることにしています。

そして、本計画の重点プロジェクトである『談話』では、住民や地域団体、専門職などが語らいを通してさまざまな想いや気づきを共有し、複雑・多様化した福祉課題に対し、これまで培ってきた地域福祉活動に加え、新たな活動を創造し、課題解決に向けた多様な取組をめざしていきたいと考えております。

本計画に基づく地域福祉の推進は、八幡市と本会だけではなく市民の皆様と地域福祉に関わる関係機関や団体の皆様とが十分に連携して、進めていく必要がありますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力を賜りました、加藤委員長をはじめ策定委員の皆様、ご協力いただきました市民の皆様方に心から厚くお礼申し上げます。

平成 30 年 3 月

社会福祉法人 八幡市社会福祉協議会

会 長 松本 伍男

もくじ

第1章	はじめに	1
1.	計画策定の背景	2
2.	計画策定の目的と意義	3
3.	計画の位置付け	4
4.	計画の期間	5
5.	計画の策定体制	6
第2章	八幡市の地域福祉を取り巻く現状と課題のまとめ	7
1.	社会の動き	8
2.	人の動き	9
3.	第1次計画期間における八幡市の状況	12
4.	3つの座談会	22
5.	これからの八幡市に求められること	24
第3章	計画の基本的な考え方	27
1.	基本理念	28
2.	基本目標	30
3.	重点プロジェクト	31
4.	圏域別の課題解決・支援体制	40
5.	施策の体系	42
第4章	施策の展開	43
	基本目標1 気軽な声かけ、支え合いが生まれる地域をつくろう	44
	基本目標2 つながりを広げて可能性を考えよう	49
	基本目標3 誰もが安心して暮らし続けられる仕組みをつくろう	52
第5章	計画の推進	59
1.	進行管理	60
2.	推進体制	62
資料編		65
1.	八幡市地域福祉推進計画策定委員会設置要綱	66
2.	八幡市地域福祉推進計画策定委員会委員名簿	67
3.	作業部会委員名簿	68
4.	計画の策定経過	69
5.	用語解説	70
6.	地域福祉に関するアンケート調査結果概要	74
7.	関係団体対象調査結果概要	85
8.	座談会結果概要	91

※文章内で「*」印のついている語句は、資料編の用語解説に説明を掲載しています。

第1章 はじめに

1. 計画策定の背景

近年、晩婚化や非婚化、共働き世帯の増加、経済・雇用環境の変化などにより、全国的に出生数は、減少傾向となる一方で、医療の発達などによって平均寿命は延びており、少子高齢化が進行しています。

また、都市化・情報化の進展、個人の価値観や生活様式の多様化などから、近隣住民との人間関係が希薄になるなど、お互いの顔が見えにくい状況が広がっています。こうした社会状況を背景に、虐待や孤立死、消費者被害トラブル、生活困窮、子どもの貧困*といったさまざまな課題が発生しています。

これら複雑・多様化する課題に対して、生活困窮者自立支援制度や介護保険制度をはじめとした福祉施策の創設や見直しによって、さまざまな公的サービス（制度）が提供されていますが、必要なサービスや支援につながらないまま生活困窮に陥る人などもおり、一つひとつの課題に対して、取り組んでいく必要があります。

一方、東日本大震災の復興支援の中で、地域における支え合い・助け合いの大切さが再認識されました。助け合いの基盤は、人と人とのつながりであり、地域住民が助け合いの意識を高め、互いに声を掛け合うことが“地域の絆づくり”につながります。

地域の福祉課題を解決するために、地域の人と人をつなぐを大切にし、他人を思いやり、誰もが安心して暮らしていくことができる社会を構築することが求められています。

2. 計画策定の目的と意義

社会情勢や技術革新が進む時代の分岐点であることを踏まえながら、本市の地域福祉を一層推進するため、平成 29 年度に計画最終年度を迎える「八幡市地域福祉推進計画」（以下、第 1 次計画という）を見直し、「第 2 次八幡市地域福祉推進計画」（以下、本計画という）を策定します。

地域福祉とは「住み慣れた地域社会の中で、家族、近隣の人々、知人、友人などとの社会関係を保ち、自らの個性と能力を発揮し、誰もが自分らしく、誇りを持って、家族及びまちの一員として、暮らしを送ることができるような状態をつくっていくこと」と定義します。

本市の地域福祉をより充実させていくためには、八幡市（以下、市という）と八幡市社会福祉協議会（以下、市社協という）をはじめ、すべての市民、各種団体がそれぞれの役割を分担し、協働*することが必要になります。そのため、計画策定段階から、市民、地域団体、市社協、市等が連携して、地域の課題を認識・共有しながら、改善に向けて取り組みます。

「地域福祉」の主な内容

隣近所であいさつを交わす、子どもや認知症高齢者を見守る、住民参加で生活支援サービスを提供することなどが活動例としてあげられます。



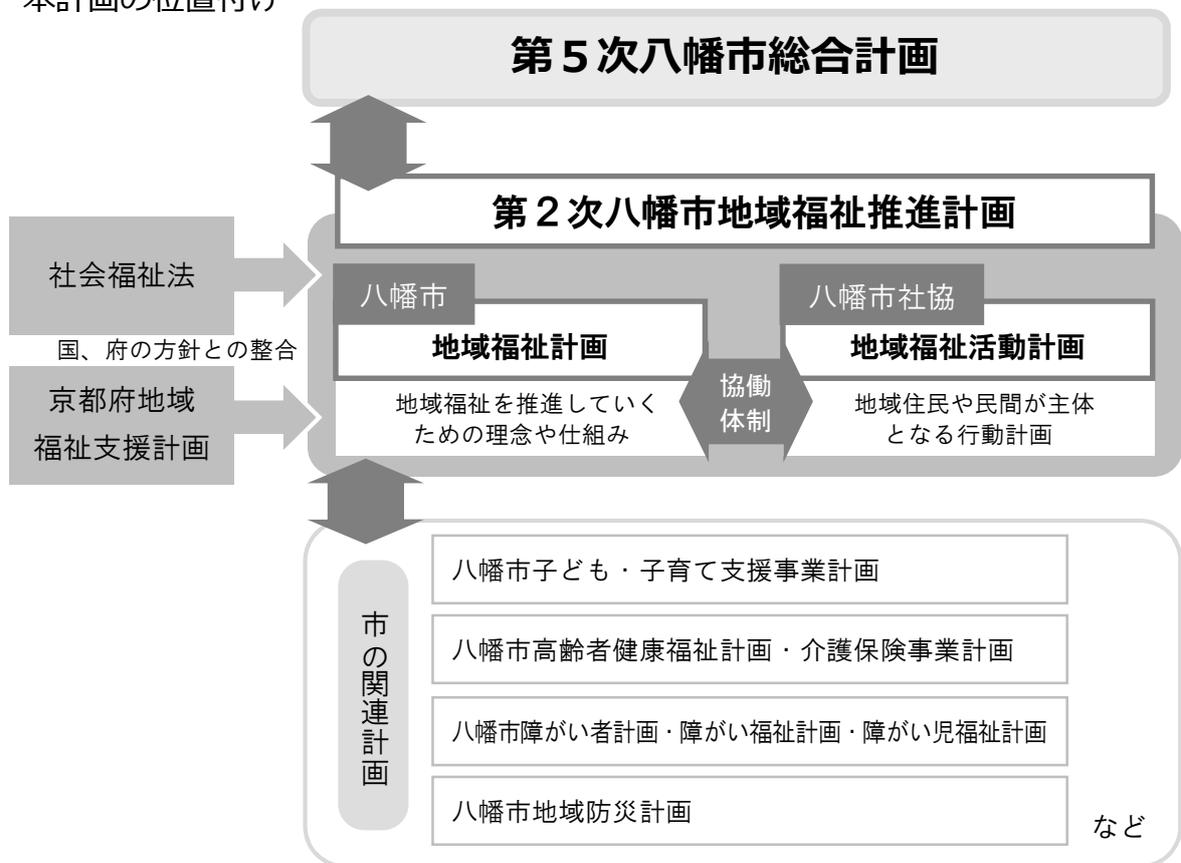
3. 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条に規定されている行政計画としての「地域福祉計画」と、同法第109条に基づく社会福祉協議会がつくる「地域福祉活動計画」とを一体化した計画です。これは、行政と社会福祉協議会が一体となり、地域福祉を軸としてともに地域の生活・福祉課題を解決していくための協働体制を表しています。

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、地域福祉の推進を図るという目的は同じですがそれぞれに役割が異なります。「地域福祉計画」は、地域福祉推進のための共通理念やビジョンを明示し、地域で支え合う仕組みを構築する役割を有しています。一方「地域福祉活動計画」は、市社協が中心となり、住民の地域福祉活動の創出や活動の活性化を支援していく役割を有しており、本計画は、この両計画を一体化することで実効性を高める計画として策定しています。

また、本計画は「第5次八幡市総合計画」を上位計画とし、これまでに策定され、実行されてきた各分野別の福祉計画との整合を図っています。

本計画の位置付け



4. 計画の期間

本計画の期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間とし、社会情勢の変化や住民のニーズ*の変化に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

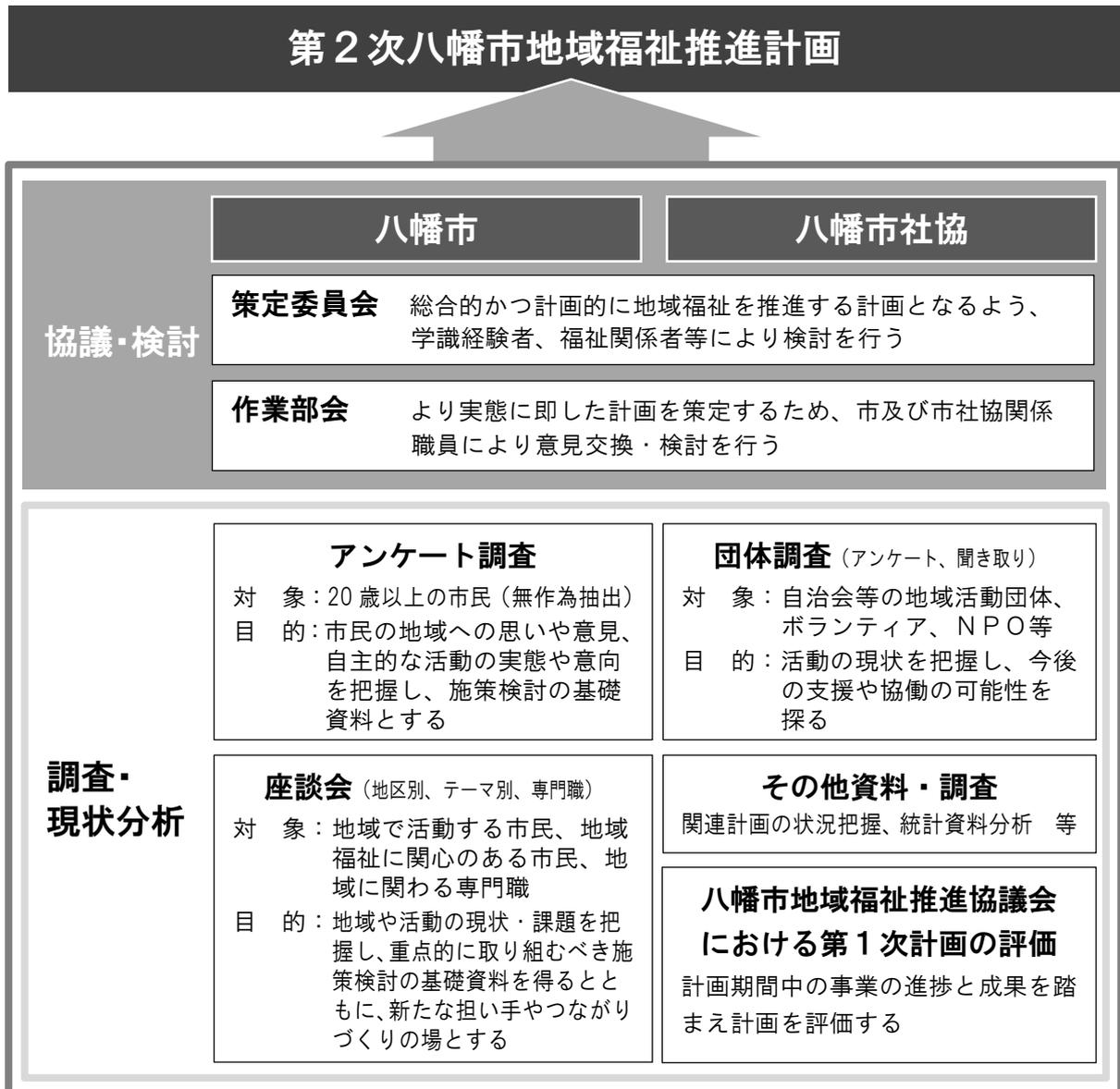
本計画と関連計画の期間

平成（年度）	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35～
西暦（年度）	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023～
八幡市総合計画	第4次 基本構想				総括期間	第5次 基本構想					
八幡市地域福祉推進計画	第1次				第2次						
八幡市子ども・子育て支援事業計画	八幡市次世代育成支援行動計画	第1期				次期					
八幡市高齢者健康福祉計画	(第5期)	第6期		第7期		次期					
八幡市介護保険事業計画	(第5期)	第6期		第7期		次期					
八幡市障がい者計画	第1期				第2期						
八幡市障がい福祉計画	(第3期)	第4期		第5期		次期					
八幡市障がい児福祉計画					第1期		次期				
八幡市地域防災計画	(八幡市地域防災計画)				毎年検討、必要に応じた修正						

5. 計画の策定体制

計画策定過程において、幅広く住民や地域福祉に携わる人の現状とニーズを把握するため、アンケート調査のほか、団体調査、座談会等を実施し、多様な住民参加を図り、データ収集だけでなく、地域福祉に対する住民の意識啓発や地域の福祉課題を解決する動機付けとなるよう努めました。また、第1次計画の評価を八幡市地域福祉推進協議会で行いました。

以上の調査等から得られた課題や意見をもとに、市及び市社協関係職員で構成する作業部会と、学識経験者、福祉関係者などの委員で構成する策定委員会において計画策定を行いました。



第2章 八幡市の地域福祉を 取り巻く現状と課題の まとめ

1. 社会の動き

法律・制度の施行や改正を含め福祉を取り巻く環境が変化しています。

これからの地域福祉においては、地域社会全体で制度の狭間にある課題を抱える人を支援する仕組みづくりや生活に困窮する人の自立の支援、災害時要援護者*に対する支援等の防災対策の強化等、地域での取組が一層重要となっています。

平成	主な法律・制度の施行・改正 等
23年	<ul style="list-style-type: none"> ●東日本大震災の発生 ●「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」 施行
24年	<ul style="list-style-type: none"> ●「介護保険法」 改正施行（地域包括ケアの推進等）
25年	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者の法定雇用率引き上げ ●「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」 施行 ●「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」 施行 ●「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」 施行（社会保障制度改革の全体像・進め方を明示） ●「災害対策基本法」 改正施行（避難行動要支援者名簿作成の義務付け等）
26年	<ul style="list-style-type: none"> ●「障害者の権利に関する条約」 批准（国内法整備） ●「子どもの貧困対策の推進に関する法律」 施行 ●「まち・ひと・しごと創生法」 施行 ●「子ども・子育て支援法等子ども・子育て関連3法」 段階施行
27年	<ul style="list-style-type: none"> ●「介護保険法」 改正施行（地域包括ケアシステム*の構築等） ●「子ども・子育て支援新制度」の本格施行 ●「生活困窮者自立支援法*」 施行
28年	<ul style="list-style-type: none"> ●「社会福祉法等の一部を改正する法律」 一部施行 ●「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法*」という） 施行 ●「障害者の雇用に関する法律」 改正施行 ●「成年後見制度の利用の促進に関する法律」 施行 ●「子ども・子育て支援法*」 改正施行（仕事・子育て両立支援事業の創設等） ●「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置
29年	<ul style="list-style-type: none"> ●「育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」 改正施行（育児休業期間の延長等）
30年	<ul style="list-style-type: none"> ●「介護保険法」 改正施行（地域包括ケアシステムの深化等）

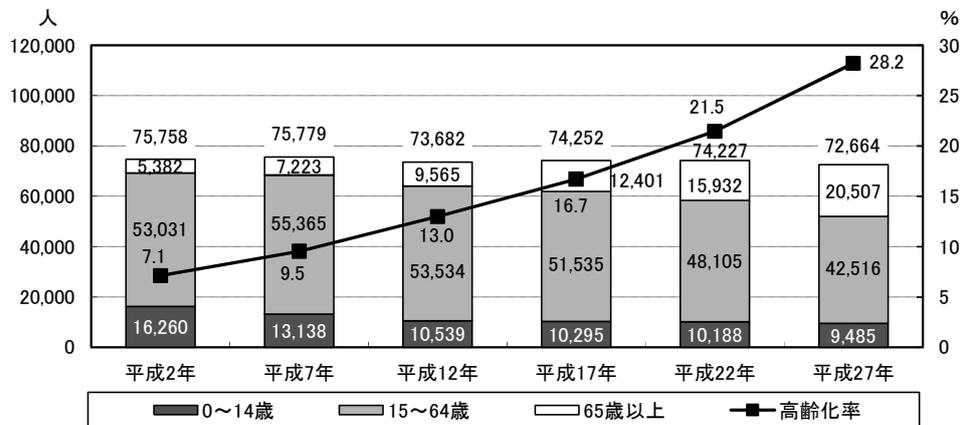
2. 人の動き

(1) 総人口の推移

本市における総人口の推移をみると、平成7年を境に総人口は減少傾向となっています。年齢区別に人口の推移をみると、0～14歳、15～64歳人口が減少する一方、65歳以上人口については一貫して増加し、平成2年から平成27年の25年間で約4倍となっています。

なお、今後も人口減少が予想されており、少子高齢化の傾向が続く見込みです。

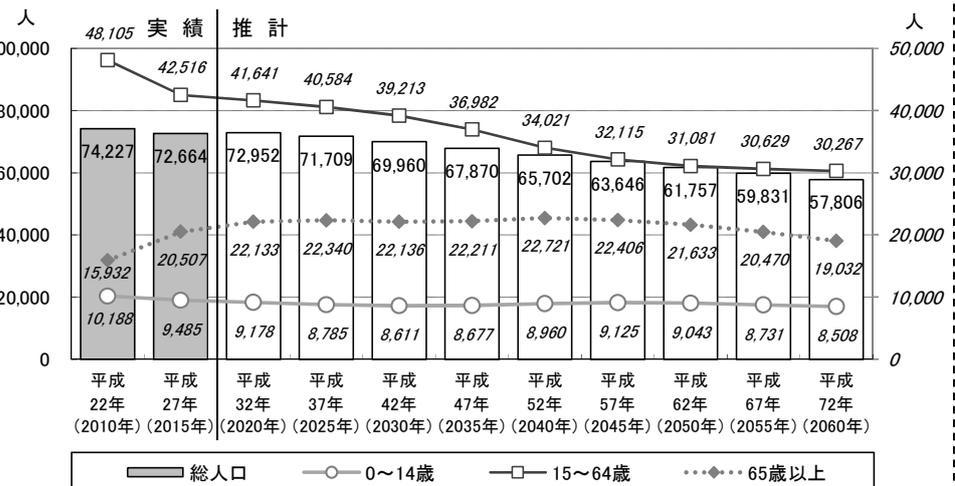
■総人口及び年齢3区分別人口の推移



資料：国勢調査

※総人口には年齢不詳を含むため、合計とは一致しません。

八幡市人口ビジョンにおける将来推計人口



資料：八幡市人口ビジョン（平成28年2月）、国勢調査（平成22年、平成27年）

(2) 地域別の人口動向

地域別に人口の推移をみると、八幡地区、男山地区などの市街地においても人口の減少が進んでいます。

一方、欽明台地区は近年、新たな市街地整備が進められ、人口が急増しています。

■地域別の人口の推移

(単位：人)

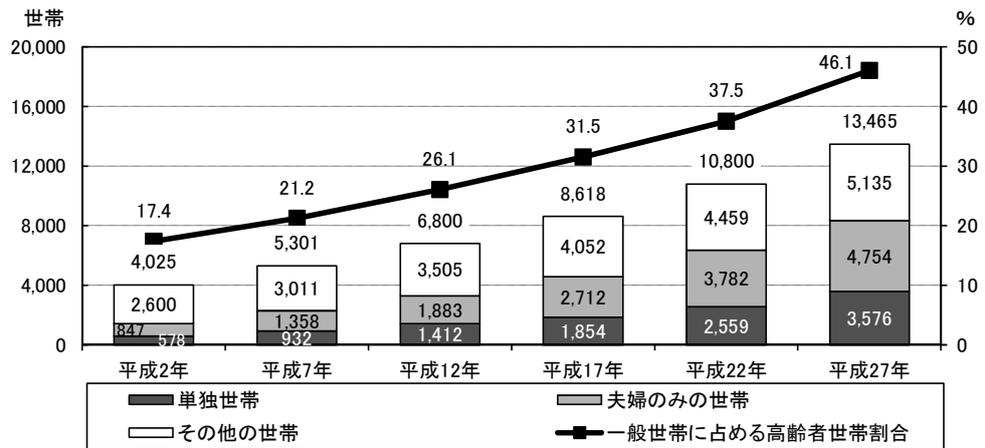
平成 地区	18年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	18～ 28年 伸び率
八幡地区	24,197	23,606	23,453	23,233	23,069	22,943	22,671	93.7%
橋本地区	10,810	10,996	10,939	10,832	10,796	10,779	10,814	100.0%
川口地区	2,622	2,870	2,885	2,855	2,803	2,761	2,714	103.5%
岩田地区	678	643	632	609	592	587	572	84.4%
野尻地区	113	121	122	119	119	114	108	95.6%
上津屋地区	611	581	579	559	548	551	541	88.5%
上奈良地区	239	208	207	204	199	194	184	77.0%
下奈良地区	768	693	715	693	705	715	746	97.1%
内里地区	1,148	1,085	1,085	1,055	1,055	1,023	1,008	87.8%
戸津地区	822	777	767	739	728	712	695	84.5%
美濃山地区	3,989	4,233	4,275	4,296	4,293	4,343	4,315	108.2%
男山地区	23,211	21,948	21,588	21,401	21,139	21,063	20,887	90.0%
西山地区	2,022	1,901	1,862	1,851	1,832	1,822	1,796	88.8%
欽明台地区	2,650	4,505	4,819	5,107	5,294	5,385	5,397	203.7%
合計	73,880	74,167	73,928	73,553	73,172	72,992	72,448	98.1%

資料：住民基本台帳登録人口（各年3月末現在）

(3) 世帯類型の状況

世帯類型の推移をみると、平成2年から平成27年にかけての単独世帯や夫婦のみの世帯の増加率は、世帯数全体の増加率を大きく上回っています。また、一般世帯に占める高齢者世帯割合は25年間で3割増加しており、高齢化の影響が世帯構造にも及んでいることがうかがえます。

■世帯類型の推移

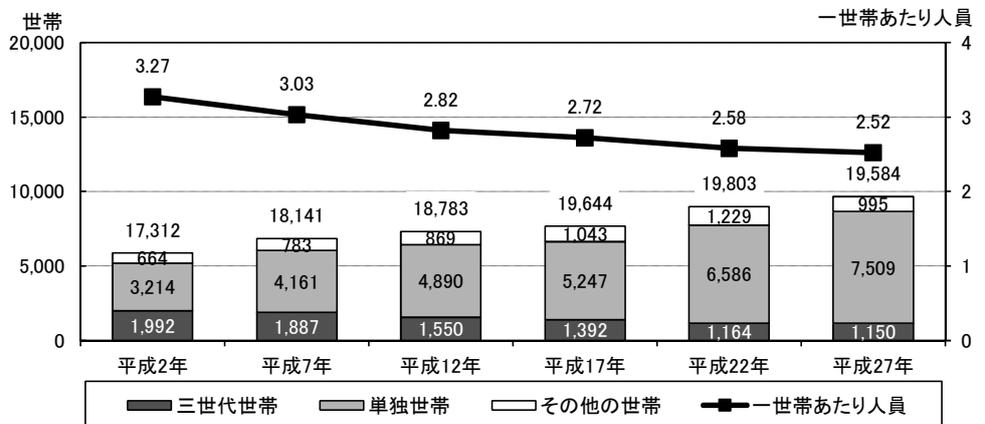


資料：国勢調査

(4) 高齢者世帯の状況

65歳以上高齢者のいる世帯類型の推移をみると、三世帯世帯は減少する一方、平成2年から平成27年にかけて単独世帯は2倍に増加しています。また、一世帯あたりの人員は、3割減少しており、世帯規模の縮小が続いています。

■65歳以上高齢者のいる世帯類型の推移



資料：国勢調査

3. 第1次計画期間における八幡市の状況

第1次計画の基本目標ごとに、5年間の事業の進捗状況（地域福祉推進協議会報告）やアンケート調査や統計情報から見える課題を整理しました。

第1次計画 基本目標1 福祉意識が高まる環境づくり

主な推進状況

市と市社協では、互いを尊重し合う人権意識、福祉意識の醸成に加え、地域福祉の必要性について理解を深めていただくために、広報媒体や行事等の機会を活かした啓発活動を進めてきました。また、平成28年4月に、「障害者差別解消法」が施行されたことを受け、市職員、市民向けの研修会や啓発活動を行い、障がいを理由とする不当な差別や社会参加を困難にする社会的障壁の除去について必要な合理的配慮*を提供することなど、意識の高揚を図りました。

福祉意識の形成に向けて、乳幼児期の子どもの成長に対し、大きな影響力を持つ保育園・幼稚園等の職員の人権意識を高めるため、職員向けの人権研修を充実しました。小中高生を対象にした福祉教育では、ボランティアグループや障がいのある人等と連携を図り、これからの地域社会の担い手である子どもたちに、充実した福祉学習*の機会を提供しました。

平成27年度に成年後見審判申立実施要綱及び成年後見利用支援事業実施要綱の助成対象者の一部を改正するとともに、平成28年度には高齢者福祉に係る総合的な相談窓口である地域包括支援センター*を新たに1箇所拡充し権利擁護*体制の充実を図りました。

要保護児童対策地域協議会*及び関連事業においては、この5カ年で養育支援訪問事業と子育て短期支援事業に新たに取り組み、子育て世帯への支援制度の充実を図りました。また、児童虐待防止講演会において、啓発活動を行いました。

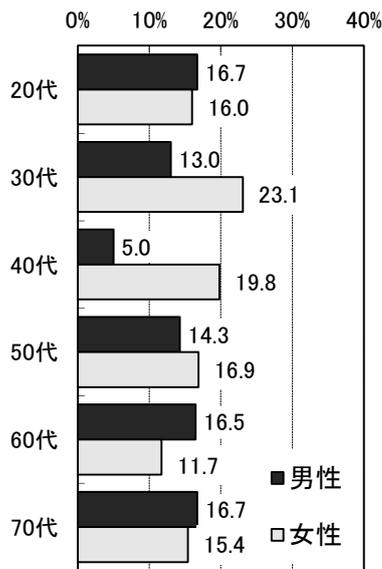
今後の取組のポイント

- 人権や福祉に関する課題や問題は複雑・多様化してきているため、今後も引き続き啓発・学習を進めていく必要があります。
- 福祉学習・福祉教育後のフォローアップとしての活動の場の提供を考える必要があります。
- 権利擁護については、地域や関係機関、事業所等との連携強化による利用者支援のための包括的なシステム構築が望まれます。

- ①近所で気になることがある人は、30代から40代の女性が多い
- ②近所に困っている人がいた場合、「声かけ」ができる人は7割いる
- ③～④子どもに関する相談は増加傾向にあり、講演会にも一定の参加がある

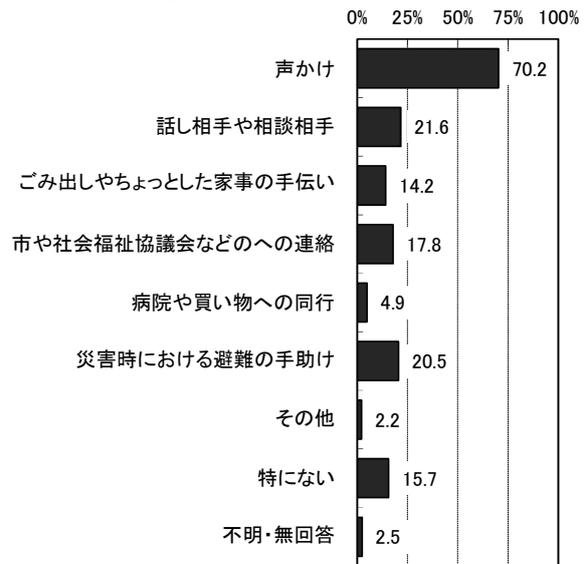
関連するデータ。

①近所で気になることがある人の割合



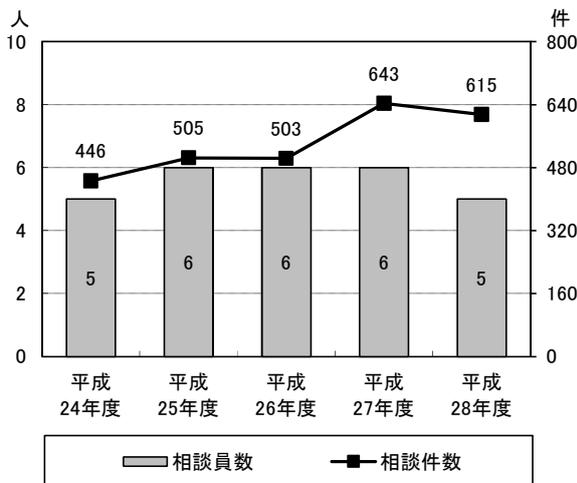
資料：地域福祉に関するアンケート調査（平成29年3月）

②近所に困っている人がいた場合、自分ができること



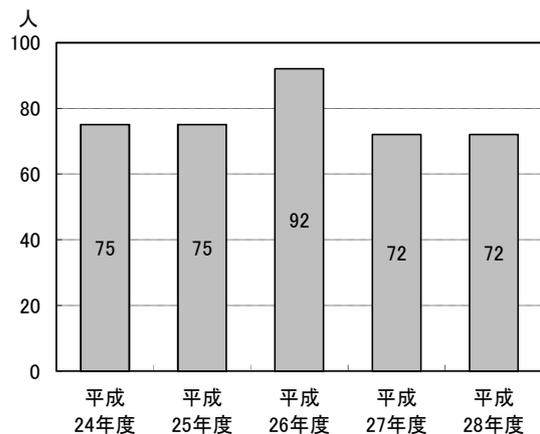
資料：地域福祉に関するアンケート調査（平成29年3月）

③家庭児童相談室の相談状況



資料：八幡市統計資料

④児童虐待防止講演会の参加状況



資料：子育て支援課

主な推進状況

住民同士の顔が見える関係づくりのため、自治会等の身近な地域における交流活動への支援をはじめ、全市的なイベント・交流事業を実施し、住民交流の場の提供を行いました。生涯学習センターでは、老若男女を問わず多くの市民が利用できる学習の場として、「ふれあいロビー」を開設しました。また、各地域で実施する敬老のつどい等では、老人クラブ*等と園児の交流を図るとともに、世代間交流のきっかけとなる場を提供しました。さらに、地域交流事業では、夜間や土曜日等の開催に加えて保育付きのイベントを行うなど、幅広い年齢層が参加できるような工夫を行いました。

自治会未組織地域の組織化では、平成28年度に新たに「男山美桜自治会」が発足され、住民の生活環境の充実が図られています。

福祉委員会については、住民交流の場の提供や見守り等、地域ごとにさまざまな活動を実施しており、中でも住民交流の場であるふれあいサロン*は、年間約600回の開催の水準を維持しています。一方、福祉委員*やふれあいサロン等の参加者の高齢化が進んでいます。現在の活動を継続、発展させていくためには、新たな地域住民の参加を促す必要があるため、福祉委員会の組織のあり方を地域福祉推進協議会や社会福祉協議会理事会・評議員会等で協議を行い、『社会福祉協議会が目指す福祉委員会の構想』をまとめ、各福祉委員会や地区自治連合会単位で説明をしました。

一方で、住民や市内の社会福祉関係団体交流活動の拠点となる福祉会館や各公民館の整備・改修を進め、利用の促進を図りました。各公民館については、エレベーターの設置により、高齢者の来館者が増加するなど、利用状況にも効果がみられています。

今後の取組のポイント

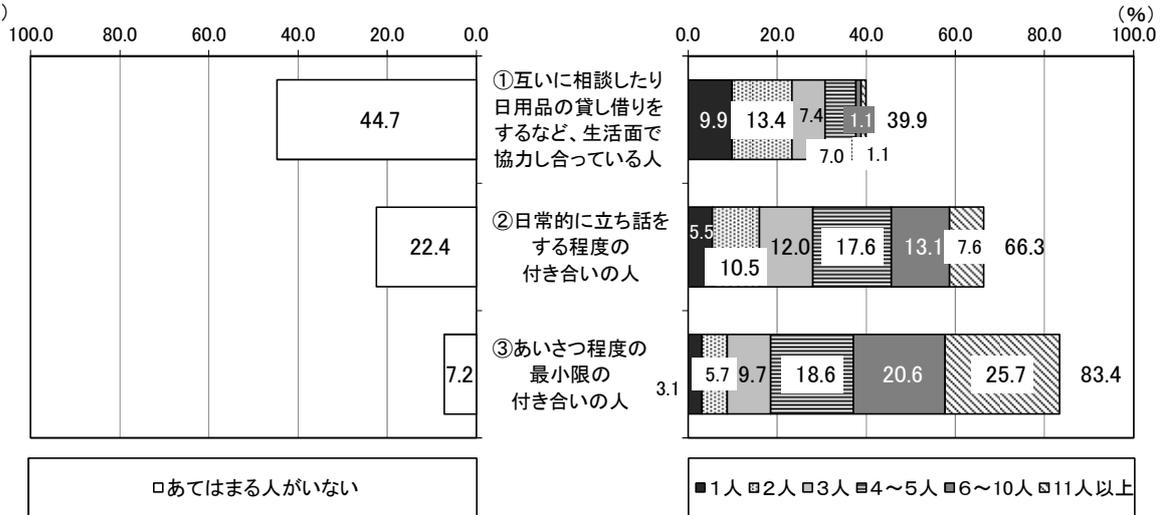
- イベント等の実施に際しては、参加を促進するため、引き続き魅力のある内容を企画・運営するとともに、参加状況に応じた開催場所、移動手段の確保などについて工夫する必要があります。
- 今後、地域福祉活動を円滑に進めるため、福祉委員会の体制を整えることが求められています。

- ①生活面で協力する人がいる人が4割いる一方、あいさつ程度の付き合いもない人がわずかだがいる
- ②老人クラブは約5,000人の会員規模を維持している
- ③地域のつながりの希薄化や活動者が減少傾向にある中で、ふれあいサロンは一定の開催回数を維持している

関連するデータ

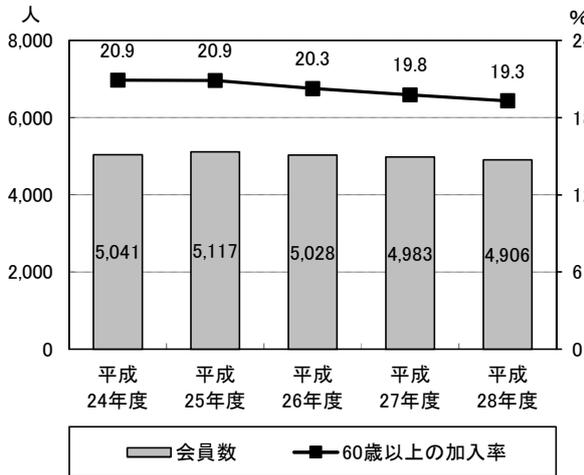
①近所付き合いの程度と人数

全体 N=883
(%)



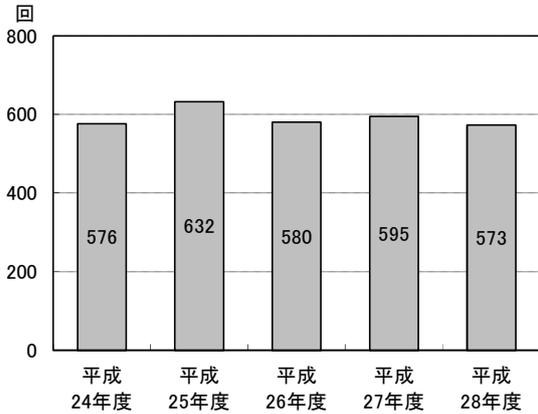
資料：地域福祉に関するアンケート調査（平成 29 年 3 月）

②老人クラブの状況



資料：八幡市統計書

③ふれあいサロン開催回数



資料：八幡市社会福祉協議会

主な推進状況

ボランティア活動センター*を運営し、ボランティア団体の活動を支援しました。ボランティア活動の拡大に向けて、手話・要約筆記・朗読・点字の意思疎通支援のボランティア養成事業を実施しました。また、新たにボランティア活動センターの情報誌「つなぐ」を発行し、ボランティアに関する広報の充実を図りました。さらに、ボランティア活動センターにおいては、電話や窓口、ホームページでボランティア活動に関する相談支援・情報提供を実施するとともに、ボランティアグループの組織化を支援しました。

平成28年度には、ボランティア養成講座の受講生が中心となり、新たなボランティア団体「おもちゃ病院やわた」が、市社協の支援により発足するとともに、市社協事業として各ボランティア団体の協力で進めていたテレフォンボランティアを母体に、ボランティアグループ「TELちゃん」が発足しました。

NPO*や市民団体等の共有スペースとして市民協働活動センター*を設置し、定期的に市内を活動拠点とするNPO団体等の活動情報を発信しました。

第1次計画の重点プロジェクトに位置付けられている地区座談会の普及については、絆ネットワーク構築支援事業*とともに男山地区を中心に進め、コーディネーター*を配置して、福祉課題に住民が主体となって取り組む見守り活動やサロン活動を支援しました。

民生委員・児童委員（以下、民生児童委員*という）に研修機会を提供し、活動における負担や不安などを軽減するとともに、地域における住民へのきめ細かな見守り活動等を支援しました。

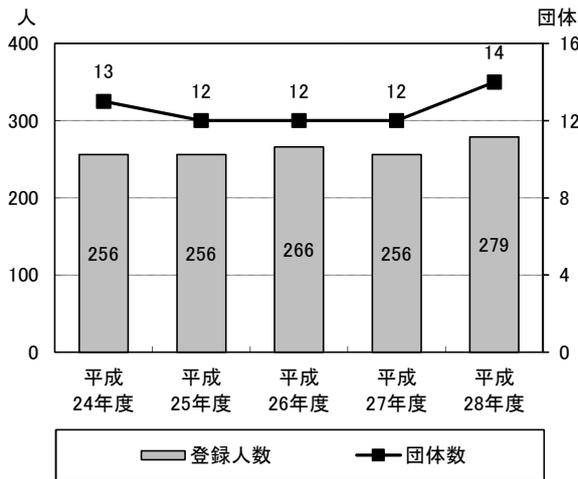
今後の取組のポイント

- ボランティア団体において加入者の減少や高齢化により、団体運営が硬直化しているケースが見受けられることから、若年層や壮年層の新たな参加が求められています。
- 地区座談会の実施は、一部地域にとどまっているため、ほかの地域にも広げることにより、新たな地域活動の担い手の掘り起しが期待されます。
- 民生児童委員として知識を効果的に発揮できるような環境づくりを進めるとともに、中堅層のリーダーシップを高めていくことが求められています。

- ①ボランティア連絡協議会*に加盟する団体は増加している
- ②20、30代は地域活動*等で専門性を活用したいと考えている
- ③民生児童委員の訪問回数は、年間13,000回前後を維持している

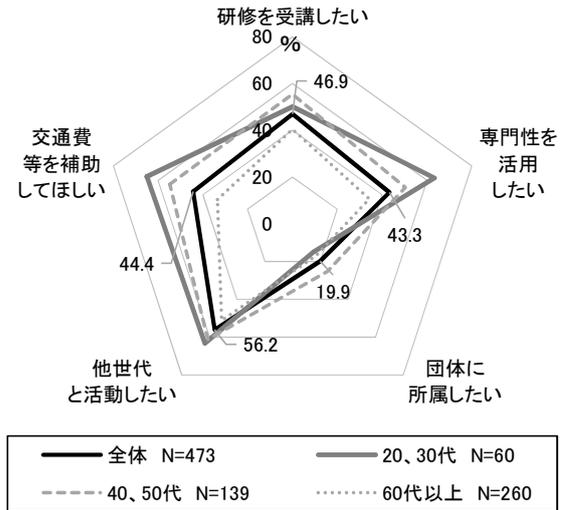
関連するデータ

①ボランティア連絡協議会登録状況



資料：八幡市社会福祉協議会

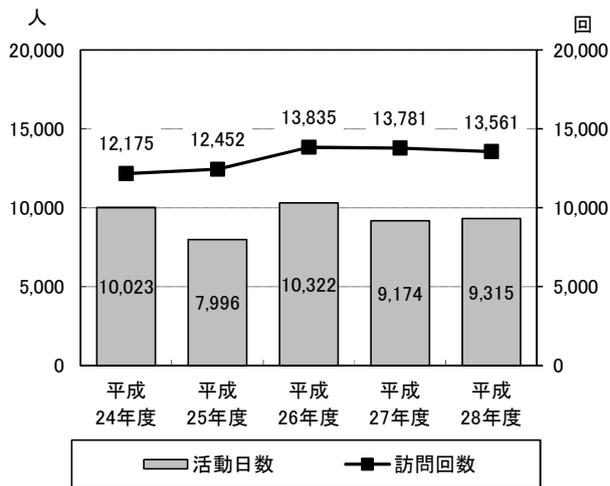
②今後の地域活動等への関わり方の意向



資料：地域福祉に関するアンケート調査（平成29年3月）

※グラフの値は全体のもの

③民生児童委員活動の状況



資料：八幡市統計書

主な推進状況

生活困窮者自立支援事業の実施に向けて、福祉部内の組織再編により生活支援課が発足しました。これにより生活困窮者*と生活保護との相談支援の一体的な実施が可能となり、生活困窮者に関して、幅広い支援を行うとともに、地域の事業所や関係団体等との協力・連携により、各種任意事業を実施し、制度の目標のひとつである「生活困窮者支援を通じた地域づくり」の取組を推進しました。特に市直営で積極的に取り組んでいる自立支援相談では、この3年間で相談件数が約3倍に増加しています。

八幡市域の事業所や警察の協力・連携により、日常業務の中で認知症高齢者の見守り活動を支援する八幡市あんしんネットワークを構築しました。

支援を必要とする市民の複雑・多様化する相談に対応するため、それぞれの福祉分野で相談機能の充実を図りました。高齢者福祉や障がい児・者福祉に関する相談には、社会福祉士などの専門家を配置して、訪問等により実態把握を行い、必要に応じた支援を行いました。また、児童福祉に関する相談では、家庭児童相談室や子ども・子育て支援センターに保健師、臨床心理士等の専門職を配置し、子どもに関わる相談機能の強化を行いました。

絆ネットワーク構築支援事業では、「男山B地区見守り隊」、「男山八望地区福祉座談会」等の取組を通じて、個人では解決することが難しいさまざまな福祉課題を、地域住民や自治会、福祉委員会などの組織や団体などの協働により、解決に向けて住民主体の活動を展開しています。

社会福祉法人制度改革*に伴い、地域福祉の担い手として、地域のニーズを踏まえた公益的な取組が求められることとなりました。

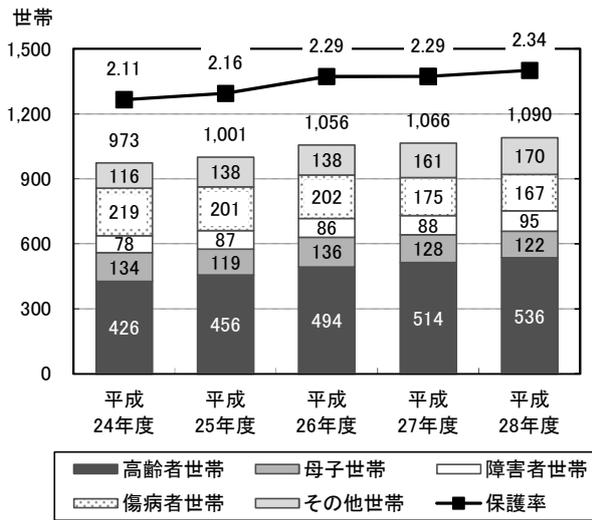
今後の取組のポイント

- 絆ネットワーク構築支援事業については今後、活動を通じて、福祉課題の解決につながる新たな活動を創出していくために、住民と関係機関や専門職との連携体制が必要となっています。
- 社会福祉法人制度改革を受けて、市社協においても地域や関係機関、事業所等と協働し、地域福祉の推進役として役割を果たしていくことが求められています。

- ①生活保護世帯数、保護率は毎年度増加している
- ②高齢化にあわせて要介護認定者数は増加している
- ③関係団体のアンケート調査では、他団体との連携の必要性を感じているが、実際は連携できていないところもある

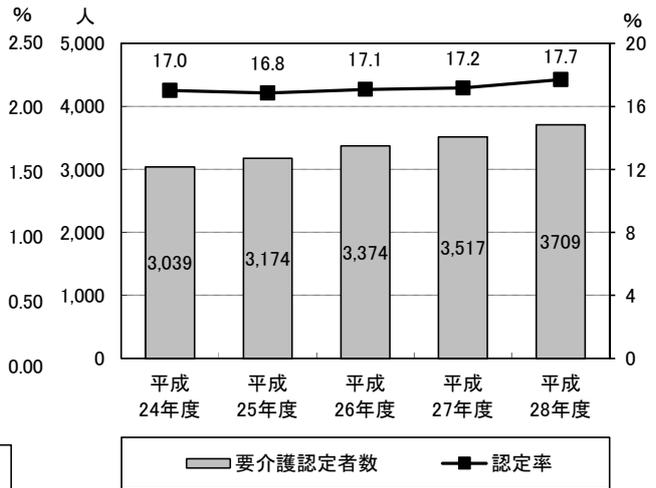
関連するデータ ○○

①生活保護世帯の状況



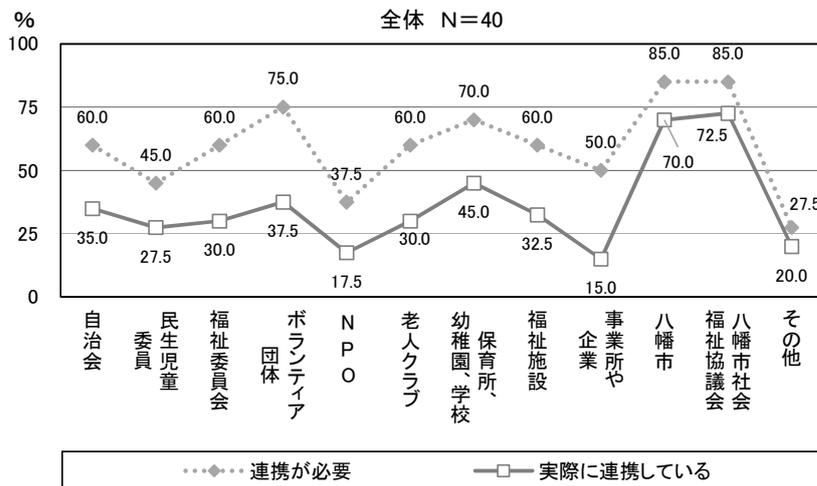
資料：八幡市統計書・生活支援課

②要介護認定者の状況



資料：八幡市統計書

③関係団体間の連携に対する意識と実際の連携状況



資料：関係団体対象調査結果（平成29年8月）

※関係団体（地区民生児童委員協議会、福祉委員会、ボランティア、NPO等）

主な推進状況

住民による主体的な防災・防犯活動を核としながら関係機関や団体等の連携・協力体制を強化し、地域の防災力・防犯力を高めることをめざしました。自治会等の地域防災訓練を支援するとともに、高齢や障がい等により災害時に支援が必要となる人（要援護者）の支援として、市と自治会、民生児童委員等が協力して要援護者を支援する災害時要援護者支援対策事業を進めました。同時に、京都府立八幡支援学校をはじめ介護老人保健施設など市内の8施設と要援護者向けの福祉避難所*の協定を締結しました。

自治会等の地域防災訓練への支援については、情報提供や備蓄品の供与に留まっていた支援を、平成26年度より啓発パネルや備蓄資機材の展示、防災に関する講話等を実施するなど、包括的な支援に強化しています。

一方で、災害時要援護者支援対策事業については、計画当初に比べ避難支援者の確保については進んでいるものの、要援護者の登録数は徐々に減少しています。

平成27年度に市社協において、常設型の災害ボランティアセンター*を設置しました。平成29年4月に市と市社協の間で災害時におけるボランティア活動に関する協定を締結し、同年9月に実施された京都府総合防災訓練では、発災時を想定したボランティアセンターの開設並びにボランティア受入訓練を実施しました。

また、高齢者や障がい児・者等が外出しやすい環境づくりのため、福祉会館をはじめ公共施設等の改修時に合わせバリアフリー*化を行いました。

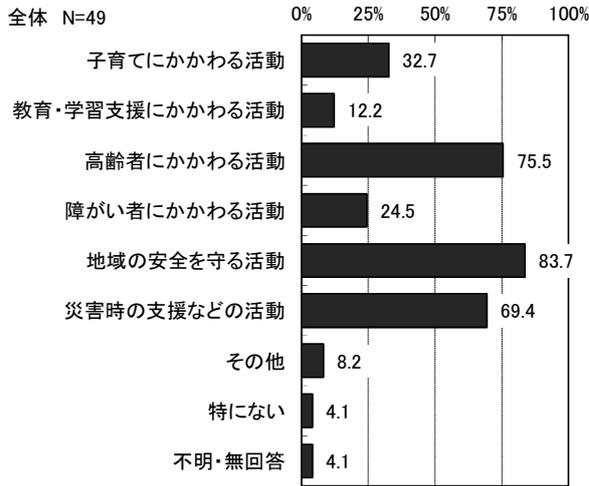
今後の取組のポイント

- 災害時要援護者支援対策事業については、登録者が漸減傾向にあることから避難支援者の確保を継続するとともに周知方法の見直しや広報の拡大などが必要となっています。

- ①自治会活動において、地域の安全や災害時支援への関心が高い
- ②ほぼすべての年代で災害時の支援に参加する意向が強い
- ③災害時要援護者登録台帳への要援護者登録数が減少している
- ④自主防災組織*の再編があった

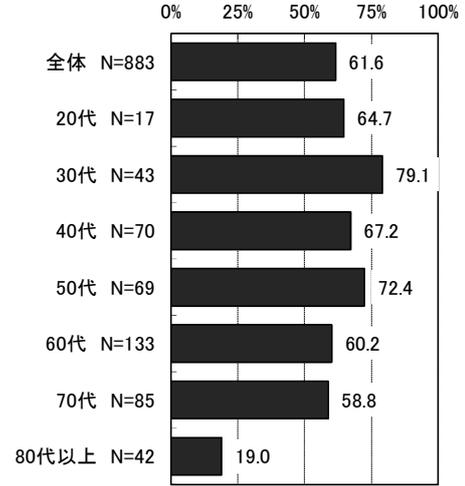
関連するデータ

①自治会における地域福祉の関心分野



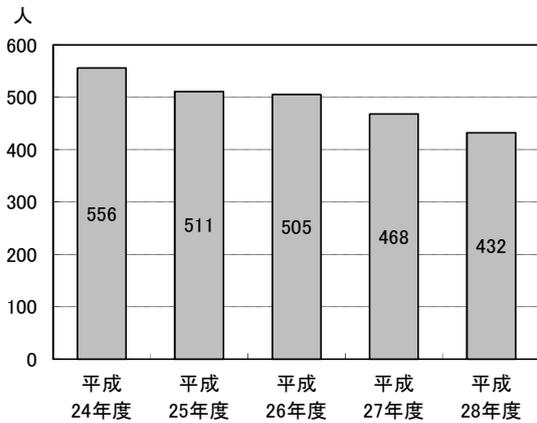
資料：自治会対象調査結果（平成 29 年 8 月）

②災害時の支援などの活動への参加意向



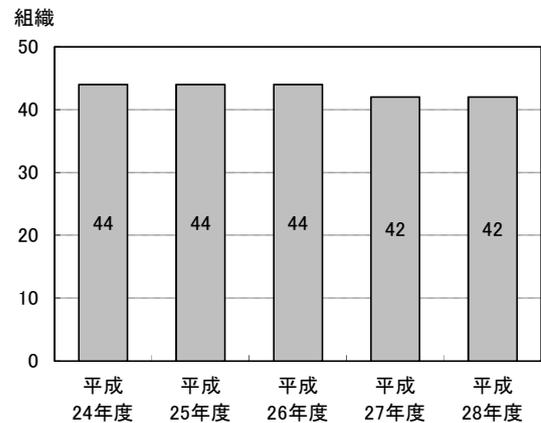
資料：地域福祉に関するアンケート調査（平成 29 年 3 月）

③ 災害時要援護者登録台帳の登録要援護者の状況



資料：福祉総務課

④自主防災組織数の状況



資料：防災安全課

4. 3つの座談会

計画策定にあたり、地域福祉活動者や主体となる住民の声を反映させていく必要があります。

一方的な意見を聞く場ではなく、住民同士が語りいながら、地域における課題を共有し、課題解決に向けたアイデアを創造していくことで策定段階から住民参加が始まり、地域のつながりづくり・地域福祉活動の一步になります。

そこで、参加者や実施目的にあわせて、座談会の第1弾として「地区別住民座談会」、その中での検討内容を踏まえて第2弾として「テーマ別住民座談会」を企画しました。

複雑・多様化している福祉課題に対し、各分野の福祉専門職から見た実態を把握するために「専門職座談会」を開催しました。



地区別住民座談会

目的：日頃の活動から見える地域の現状や課題を共有し、同じ地域のつながりづくりの機会とすること

対象者：小学校区ごとの自治会、民生児童委員、福祉委員、老人クラブ、ボランティア団体等の地域活動をしている人

内容：〈1回目〉日ごろ感じている「困りごと」と、その解決・改善に活かせる地域の取組、人、施設、制度、地域に根差した文化・慣習などの「社会資源」の共有
〈2回目〉「困りごと」を解決・改善するアイデアの検討

地域内の団体間で
資源の共有や課題を
話し合う機会を
つくる必要がある。

自治会の大切さや
必要性を理解して
もらう必要がある。

役員・担い手の確保の
ために、負担軽減や活動者
が楽しめる内容に。

テーマ別住民座談会

目的:暮らしやすいまち、地域にするために取り組みたいことについて、テーマ別に話し合い、新たなつながりづくりの場とすること

対象者:子育て世代や定年退職前後世代、学生等地域や活動に興味・関心を持つ人

内容:(1回目)テーマの活動について日々感じていることを話し合おう!

①暮らしやすい地域にするための活動

②防災・災害時の助け合い活動

③特技やスキルを活かした地域活動

(2回目)“私たちができる”“私たちにしかできない”ことを考えよう!

人の役に立った時に
「良かった!またしよう」
と思えるような活動を
広げる。

特技を持つ人を
アピールできる
ツール(広報や
行事等)をつくる。

地域と学校による連携で、
若い世代と地域との関わり
の広がりとともに、助け合
いの意識も高まるのでは。

専門職座談会

目的:地域の福祉課題や専門職と地域の関わり、連携状況について、実態を把握すること

対象者:福祉に関連する相談に携わる人

- ・高齢者福祉分野(地域包括支援センター)
- ・障がい児・者福祉分野(相談支援事業所)
- ・児童福祉分野(子育て支援センター・家庭児童相談室)
- ・生活困窮者自立支援分野(生活支援課)

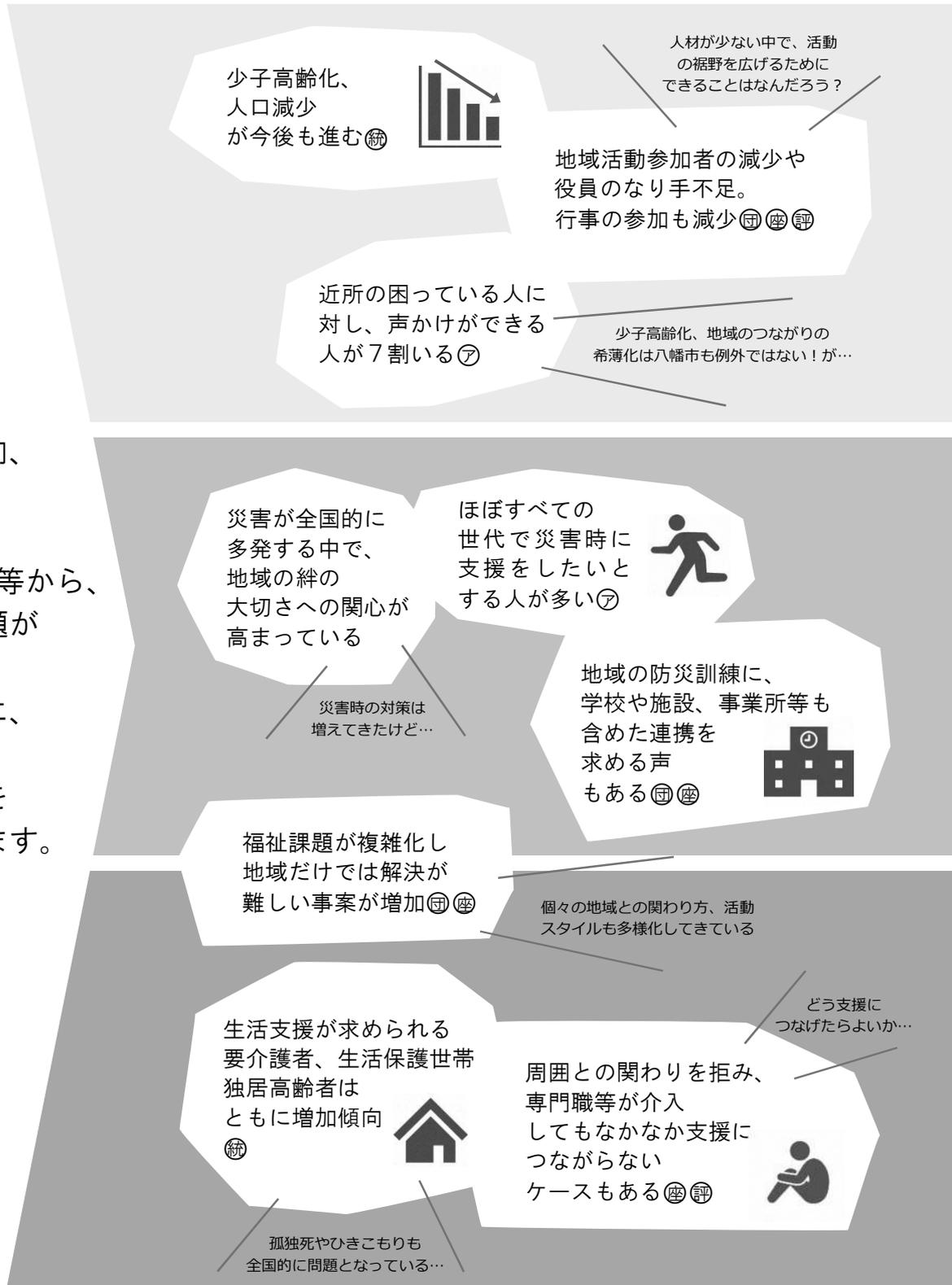
内容:業務を通し見えていることや感じていることについての意見交換

- ・生活課題・地域課題について
- ・地域の人(住民、自治会、民生児童委員等)との関わりについて

周囲の人が心配をしても
本人が「困っている」という認識に
ならないと支援につながりづらい。

専門職だけでは、支援対象者との関係を
築くのは難しい面もあり、地域活動者の
協力でスムーズに行くこともある。

5. これからの八幡市に求められること



社会や人口の動向、施策の推進状況、アンケート調査、団体調査、座談会等から、大きく3つの課題が見えてきました。3つの課題ごとに、関連する状況、求められることを右にまとめています。

統計…、アンケート調査…、団体調査…、座談会…、第1次計画評価…

どのような担い手が
求められているのか？

子どもや若者、
退職前後世代の関心
と参加機会の増加が
求められている

福祉学習のフォロー
アップを充実し、福祉への
理解を深める必要がある

担い手不足の要因は、
地域や福祉に関わりたく
ない人が多いから？

地域活動に関心が
あっても、きっかけが
つかめない

地域のつながりや 担い手について

困っている人がいれば何か
しらの手助けができる人が
多くいる。
この力を発揮してもらうた
めには、人権・福祉教育や
住民交流に向けて取り組ん
でいくことが大切。

地域や団体で同じような
課題を抱えているが、
情報共有がむずかしい


すべての人が関わる
ことだから、一緒に
取り組み、地域内で共有
したいけど…

新たな層の活動者を
増やしていくためには？

世代や所属に関わりなく
参加できる語り合いの場が
求められている

「団体に属さない活動」、
「専門性を活かす活動」など
の新たな関わり方も
求められている

「子ども」「高齢者」「障がい者」等、
分野の中だけでは解決が
難しいのが現状！

相談支援の専門職等が地域
に出向くことで、支援に
つながりにくい福祉課題を発見し、
支援を進める必要がある

相談内容が複雑になり、地域福祉
活動者や専門職同士には多様な
連携や技術、専門性が
求められている

組織や団体の連携や 役割について

連携が必要と感じていても、
できていない現状。
これまでつながっていなかつ
た住民や団体、関係機関の
連携を強化し、ともに現状や
課題、対策を話し合っていく
ことが大切。

福祉に関わる制度や 仕組みについて

複雑・多様化する福祉課題や
制度の枠に収まらない問題
にも対応していくため、相談
支援体制の充実に取り組ん
でいくことが大切。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

認め合い 笑顔をつむぐ わたしたちのまち

第1次計画では、基本理念を「地域のつながりで築く 安心・幸せのまちづくり」とし、すべての住民が一体となり、積極的にかつ楽しみながら、ともに地域の「幸福」を高めるまちづくりをめざしてきました。

第1次計画の推進並びに本計画の策定過程において、“地域福祉に携わる人自身が活動を楽しみ、参加者も笑顔になってもらいたい”という住民の声をうかがうことができました。その一方で、隣近所とあいさつ程度の付き合いもない人がいるなど、住民同士のつながりの希薄化によって生じている福祉課題もあります。

福祉とは、「普段の暮らしを幸せにする」ものです。そして、互いに個性や違いを認め合える人権意識の醸成は、地域社会を形成するにあたって核となるものです。さらに、地域の中で相互扶助機能を高め、住民主体の活動を進めることは、複雑化する福祉課題等に対応するために欠かすことのできない要素です。

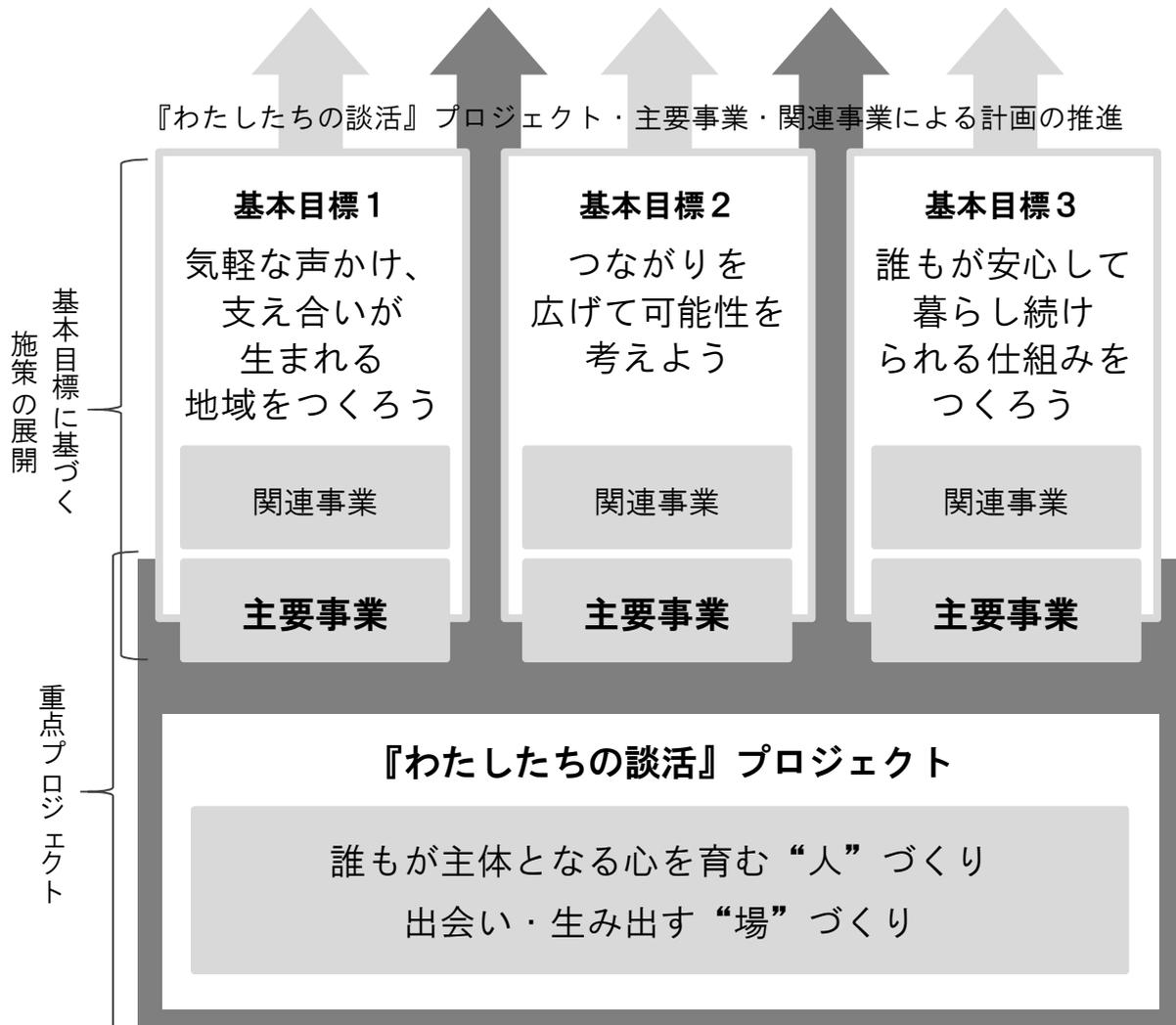
これらは、性別、年齢、障がいの有無等を問わず、誰もが社会的に孤立することや排除されることがなく、能力や経験を活かしてともに高め合う「地域共生社会*の実現」につながっていきます。

本計画では、第1次計画の基本理念を発展させ、多様化する価値観を認め合い、誰もが笑顔になれる人と人とのつながりを育み、一人ひとりが主体的に地域福祉を推進することを目的とし、上記の基本理念を掲げることとします。

計画の構成

基本理念

認め合い 笑顔をつむぐ
わたしたちのまち



2. 基本目標

基本目標1 気軽な声かけ、支え合いが生まれる地域をつくろう

地域には、さまざまな背景や課題を持つ人々があります。その多様性を認め合い、互いに支え合う福祉のまちづくりを推進するため、子どもから高齢者まで、すべての住民が人権意識・福祉意識を高め、地域で福祉文化を育むことができるよう、適切な情報提供や学習機会等を充実します。

また、世代を越えた住民同士のふれあいや交流を基礎として、支え合い等の活動が、地域住民の生きがいにつながる地域づくりを推進します。

あわせて地域福祉活動を活性化するために、新たな住民参加や活動を創るための環境の整備をします。

基本目標2 つながりを広げて可能性を考えよう

自治会や民生児童委員、福祉委員等の活動、ボランティア活動、市民活動、事業所の社会貢献活動等は地域福祉の活動が行われる上で重要な役割を担っています。そこで、そのような活動を継続かつ活性化できるように各団体への支援を行います。また、そうした個々の活動が共通課題・目標に対し連携できる仕組みを整備し、情報共有や事業の補完を行いやすくすることにより、取組の効果をさらに高めていきます。

基本目標3 誰もが安心して暮らし続けられる仕組みをつくろう

住民の福祉課題は多様であり、あらゆる“SOS”も見逃すことがないよう、気軽に相談できる環境づくりや潜在的な課題を掘り起こす取組、必要な支援を受けられる相談支援体制等が充実したまちづくりをめざす必要があります。

高齢者や障がい児・者、子育て世帯、生活に困難を抱えた人など、誰もが権利を守られる安心感のもとで、相談をし、情報を得て、福祉サービスなどの適切な支援を受けるなど、住み慣れた地域で暮らすことができるよう取組を進めます。

3. 重点プロジェクト

地域福祉を取り巻く課題や取組は、福祉のみならず、教育、都市計画、防災、医療、保健など、広範囲に関わるものです。基本理念や基本目標の推進に大きく寄与する取組や事業を明らかにすることで、継続的な実施と充実を図る必要があります。

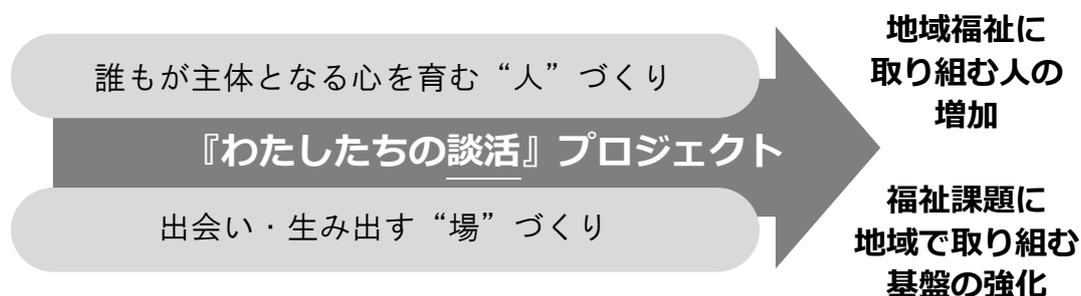
本計画では特に力を入れて取り組む事業について、すべての施策を推進するための土台となる取組である『わたしたちの談活』プロジェクト」と、3つの基本目標の推進にあたって重要な位置付けを持つ「主要事業」を『重点プロジェクト』に設定します。

(1) 『わたしたちの談活』プロジェクト

策定過程の調査等を通じて、八幡市には、地域を暮らしやすくしていきたいという強い思いを持った人たち、自分の力を何かに役立たせることができないかと考える人たちが多く分かりました。そして、地域は福祉課題を解決するための知恵の宝庫でした。

そんな住民のみなさんが求めていたことは「“人”づくり」「“場”づくり」です。これらは、地域福祉活動の根幹となる取組であり、本計画の基本理念をめざすにあたり、すべての施策の土台となるものです。

地域活動を活性化する取組として、「“人”づくり」「“場”づくり」を推進するため、『わたしたちの談活』プロジェクトを立ち上げ、分野横断的な課題に対して、重点的に計画を推進していきます。



談活
とは

…談話、談笑ができる座談会を開催する活動のことで、プロジェクトのために考えた造語です。

プロジェクトの概要

本計画の策定において、地区別、テーマ別、専門職と対象者別に3つの座談会を開催しました。その中で、多世代、多団体、多分野の人々が組織や所属の枠を越えて語り合う機会が、これまではあまりなく、座談会の開催継続を望む声がとても多くありました。

「人づくり」「場づくり」を進めるため、談話や談笑を通じて、地域や福祉への関心を深めるとともに、自分自身の思いに気づき、相手や地域を知ることができるよう、『わたしたちの談活』プロジェクトに取り組みます。

「めばえの談活」「まちの談活」「むすびの談活」により、住民や地域活動者、専門職等が集い、自由に“わたしたちのまち”について考える機会をつくとともに、市、市社協、学識経験者等を中心に「談活Lab（ラボ）」で必要に応じて協議していきます。

取組1 めばえ の談活

目的:福祉への関心を持ち、自分のこととして、地域を見る視点を持つ人を育て、福祉活動をより活発・重層的にする。

内容:地域福祉に関するテーマを設定し、子どもから大人まで、市民が、気軽に自由に語り合うことができる機会とする。

取組2 まち の談活

目的:小学校区や自治会単位で、地域の現状や課題を情報共有しながら、住民が一緒になって解決策を検討する。

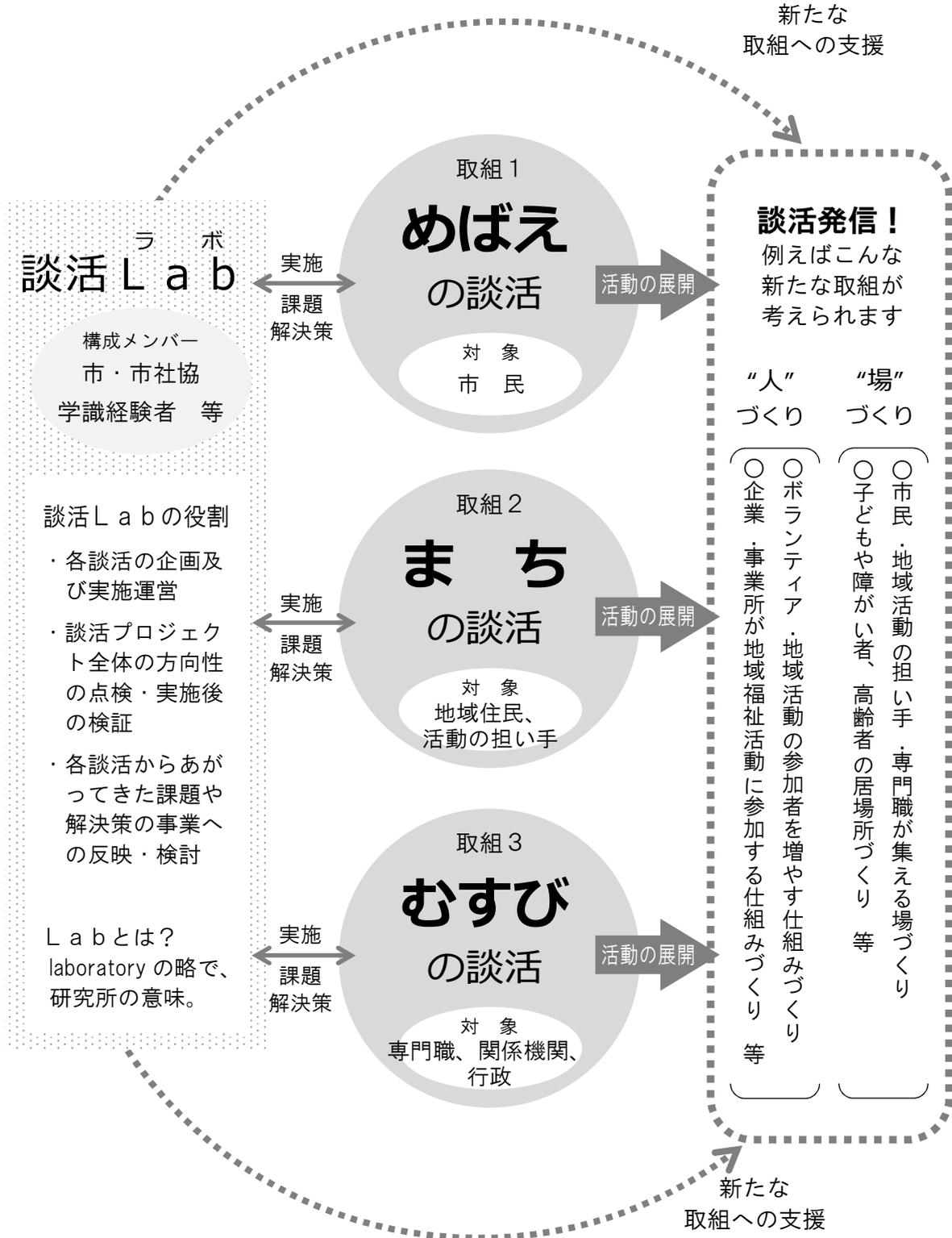
内容:地域住民や自治会、民生児童委員、福祉委員、老人クラブなどの団体活動者が集まり、身近な地域の課題について語り合うことができる機会とする。

取組3 むすび の談活

目的:八幡市全体の福祉の現状や課題を情報共有しながら、団体や専門職等が一緒になって複雑な課題に対する解決策を検討する。

内容:福祉に関わる専門職が集まり、福祉の課題について語り合うことができる機会とし、議題等に応じて住民や地域の団体の方にも参加していただくような出会いのある機会とする。

プロジェクトの全体像



(2) 主要事業

事業・施策の中でも、各基本目標実現に向けた要となる事業を『主要事業』と位置付けています。

計画策定後は、本計画の地域福祉推進協議会において、『わたしたちの談話』プロジェクトとあわせて、進捗管理を重点的に行い、評価していくこととなります。評価は、各事業の企画過程、実施、成果、課題等を総合的に検討し、施策の推進につなげていきます。また、事業の実施状況を把握するための評価軸として「主たる評価項目」を設定しています。

基本目標1 気軽な声かけ、支え合いが生まれる地域をつくろう

	事業名	事業内容
市事業	福祉施設等での体験学習	小・中学生と福祉施設等において交流事業や社会人講師を招いての講座を開催し、福祉に対する理解を深める機会を提供します。
	「障害者差別解消法」に基づく啓発	市民に向けて、「障害者差別解消法」に基づいた啓発活動を行います。
	社会参加支援事業	手話・要約筆記・朗読・点字の意思疎通支援のボランティア養成講座を実施し、障がいのある人の社会参加を支援します。
市社協事業	福祉体験学習プログラム事業	福祉施設やボランティア団体等の福祉を推進する団体と多様なプログラムづくりを推進し中高生の福祉の心を育みます。
	ふれあいサロン活動支援事業	住民が身近に気軽に参加できる居場所づくりのサロン活動を支援します。
	ボランティア活動センターの運営	ボランティア活動の促進とニーズの把握に努めボランティア活動センター機能を充実させます。

主たる評価項目	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉施設体験学習実施校の数 ● 福祉学習内容
	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民向け研修回数 ● 研修内容
	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティア養成講座開催回数 ● ボランティア養成講座参加者数 ● 講座受講生からの新規ボランティア登録者数
	<ul style="list-style-type: none"> ● 体験学習参加者数 ● 福祉施設やボランティア団体等と連携したプログラム内容
	<ul style="list-style-type: none"> ● ふれあいサロンへのヒアリングや助言の内容 ● ふれあいサロンの実施状況・内容
	<ul style="list-style-type: none"> ● ニーズ把握をするための取組 ● ボランティアに関する相談件数

基本目標2 つながりを広げて可能性を考えよう

	事業名	事業内容
市事業	民生児童委員協議会への活動支援	地域の身近な相談役・行政へのつなぎ役である民生児童委員の活動を支援します。
	八幡市あんしんネットワーク事業	地域の協力機関等と連携を図り、地域住民に対するさりげない見守り体制を構築することで、徘徊のおそれのある認知症高齢者等に対し、早期発見・対応ができるシステムづくりを行います。
	災害時要援護者支援対策事業	災害時の避難において支援を必要とされる人について、災害時要援護者台帳*への登録を進めるとともに、自治会・民生児童委員の協力により、避難支援者の確保に努めます。
	地域・市民団体への防災啓発・支援	自治会や自主防災組織が主催する防災訓練での各種啓発・展示等の支援や訓練開催の計画立案時の相談対応、防災意識の啓発等を行います。
市社協事業	福祉委員会への活動支援	身近な地域での支え合い活動を推進する福祉委員会の活動を支援します。
	災害ボランティアセンターの運営	常設型の災害ボランティアセンターを設置し、災害時にボランティアコーディネーター等が迅速に行えるよう、機能の充実を図ります。
市・市社協共通事業	絆ネットワーク構築支援事業 (地域住民による見守り活動・支え合い活動の支援)	地域における福祉課題に対して、住民や地域団体が連携して取り組む見守り活動や支え合い活動を支援します。
	絆ネットワーク構築支援事業 (地域懇談会)	定期的に地域懇談会を開催し、地域活動者や福祉専門職、関係機関との情報共有を図り重層的な地域福祉を推進します。

主たる評価項目	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 民生児童委員に対する研修回数 ● 支援を行った会議回数 ● 民生児童委員の活動日数・訪問回数
	<ul style="list-style-type: none"> ● 八幡市あんしんネットワーク事前登録者数 ● 八幡市あんしんネットワーク協力機関数
	<ul style="list-style-type: none"> ● 要援護者登録数 ● 避難支援者登録数
	<ul style="list-style-type: none"> ● 自治会または自主防災組織主催の訓練参加数 ● 防災に関する出前講座の実施回数・内容
	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉委員会の活動内容 ● 福祉委員会へのヒアリングや助言の内容
	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害ボランティアセンター運営委員会の実施状況・内容 ● 災害時に迅速な対応をするための取組
	<ul style="list-style-type: none"> ● 見守り活動・支え合い活動の取組の実施状況・内容
	<ul style="list-style-type: none"> ● プロジェクト化をめざした取組の実施状況・内容 ● 地域懇談会の実施状況・内容

基本目標3 誰もが安心して暮らし続けられる仕組みをつくろう

	事業名	事業内容
市事業	高齢者福祉に関する相談支援	高齢者福祉に関する専門職員を配置し、総合的な相談支援を行います。
	障がい児・者福祉に関する相談支援	障がいのある人が、地域で安心して暮らせるよう、障がい者地域生活支援センターにおいて総合的な相談支援を行います。
	児童福祉に関する相談支援	子育てや子どもの発達に関する相談等に応じる専門職員を配置し、総合的に相談対応を行います。
	介護予防・日常生活支援総合事業	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域全体で支え、高齢者自らが能力を最大限に発揮できる地域づくりをめざします。
	自立相談支援事業（生活困窮者）	生活困窮者に対する就労やその他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等を行います。
	成年後見制度利用支援	判断能力が不十分な人が成年後見制度*を円滑に利用できるよう支援します。
市社協事業	社協だよりの発行	定期的に発行し、地域福祉活動や社協事業の情報を提供することで相談対応につなげるとともに福祉への理解を醸成します。
	ふれあい福祉センター事業	分野にとらわれない生活に関わる相談を総合的に受け付けられる体制をつくり、福祉課題の解決に向けて支援します。
	家計相談支援事業	相談者が、自ら家計管理を行うことができるよう適切な助言等を行い生活困窮からの自立を支援します。
	福祉サービス利用援助事業	判断能力が不十分な人に安心して福祉サービスを利用することができるよう金銭管理などの支援を行います。
	自主財源の確保	社協事業の理解・関心を深め、社協会費等の自主財源の確保に努めます。
	地域担当者の配置	地域担当者を配置し、地域福祉を推進する団体を支援するとともに地域の実態把握や福祉課題を解決できる仕組みをつくりまします。

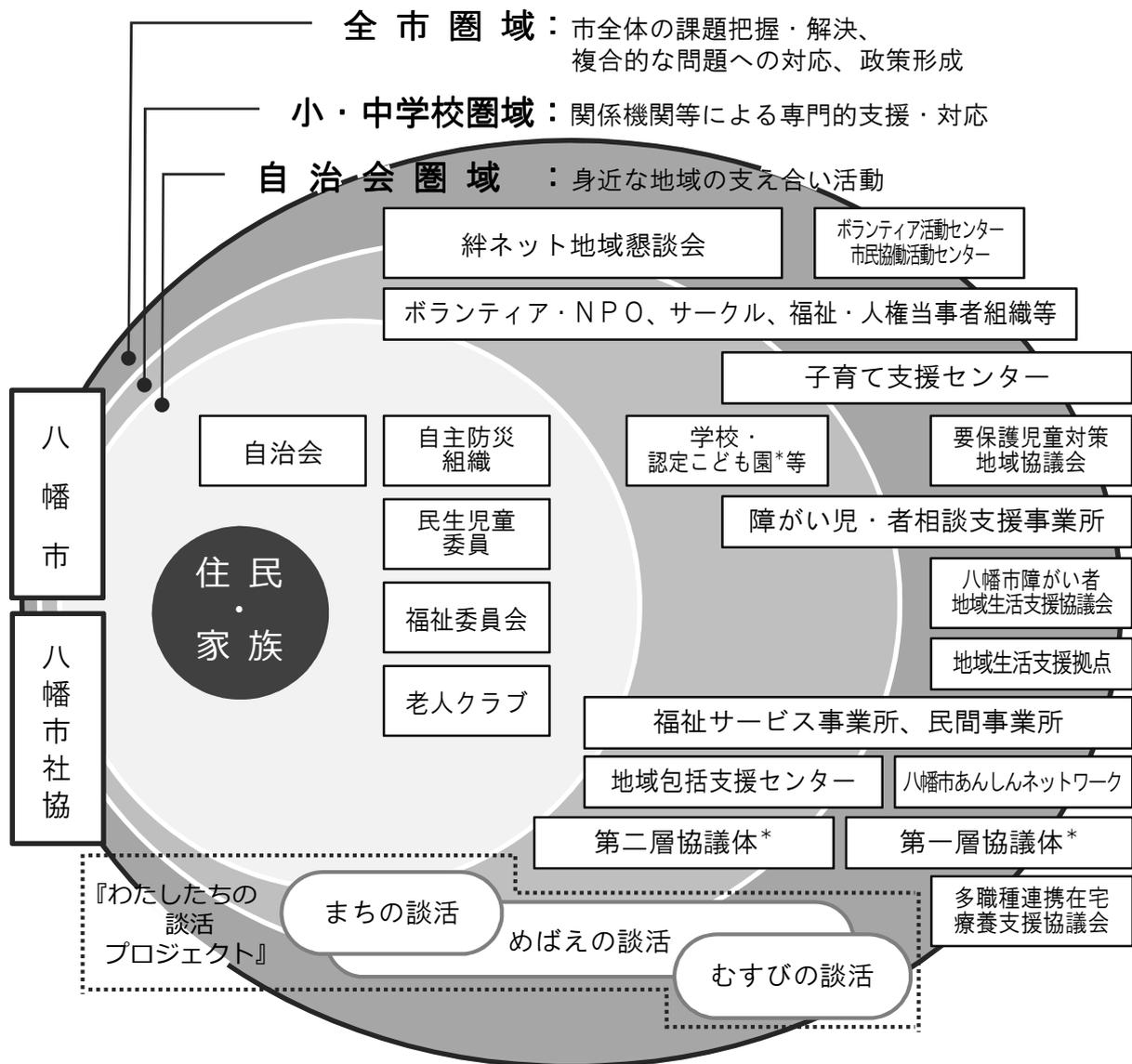
主たる評価項目	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域包括支援センターにおける相談対応数
	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者地域生活支援センター等における相談対応延件数
	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭児童相談室での相談対応件数 ● 子育て支援センターでの相談対応延件数
	<ul style="list-style-type: none"> ● 総合事業参加事業所数
	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談受付件数 ● プラン策定件数
	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者成年後見利用支援数 ● 障がい者成年後見利用支援数
	<ul style="list-style-type: none"> ● 発行回数・部数 ● より多くの市民に伝わりやすい配架・配布の検討と実行
	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談対応件数 ● 相談対応実人数
	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談対応件数 ● 相談対応実人数
	<ul style="list-style-type: none"> ● サービス利用者数 ● サービス利用件数
	<ul style="list-style-type: none"> ● 自主財源確保策の検討・実施
	<ul style="list-style-type: none"> ● 各地域での地域福祉活動の取組

4. 圏域別の課題解決・支援体制

地域における住民主体の課題解決や包括的な相談支援として、圏域別の体制づくりを進め、住民の地域福祉活動等を市や市社協、専門職がバックアップする重層的なネットワークづくりをめざします。

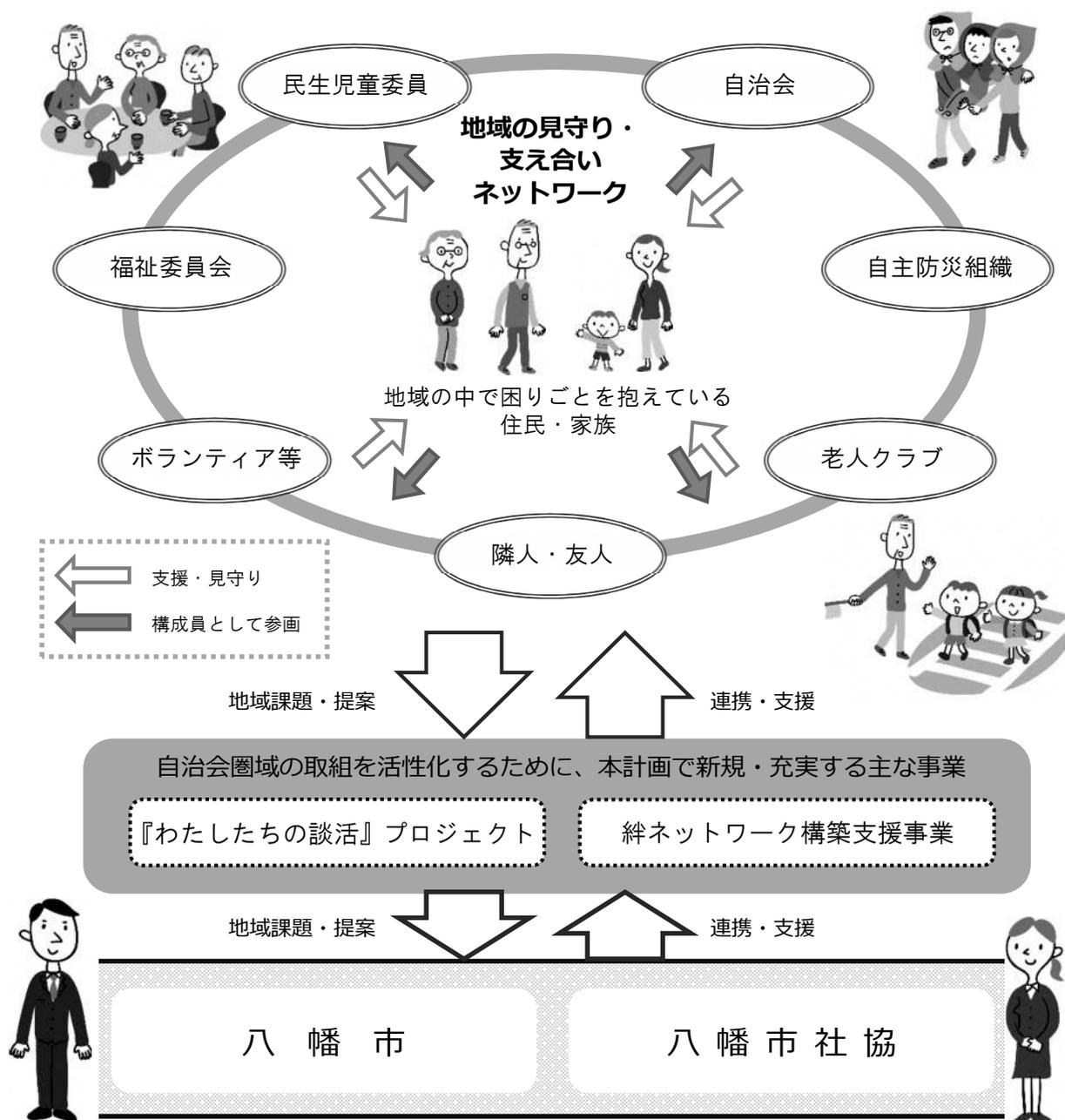
圏域とその役割は、隣近所や自治会等の地域団体による見守り・支え合い活動を行う「自治会圏域」、区域ごとに関係主体が連携して専門的な相談支援を行う「小・中学校圏域」、分野ごとの専門機関、ボランティア等において市全体の課題把握・解決、複合的な問題への対応、政策形成を行う「全市圏域」とし、取組の推進にあたって市、市社協が連携・支援します。

■ 圏域と地域福祉に関わる取組の関係図



特に、「自治会圏域」においては、地域の中で困りごとを抱えている住民や家族の最も身近な圏域であることから、隣人・友人、自治会、民生児童委員、福祉委員会等の見守り・支え合いネットワークに加えて、『わたしたちの談活』プロジェクトといった新たな取組、絆ネットワーク構築支援事業の拡大等により、相互連携をさらに強化し、地域福祉推進の相乗効果へとつなげます。

■ 「自治会圏域」の見守り・支え合い活動と連携・支援体制のイメージ



5. 施策の体系

基本目標1 気軽な声かけ、支え合いが生まれる地域をつくろう

- 1 人権・福祉にふれる学習環境・機会の提供
 - (1) 教育・保育における人権・福祉にふれる機会の充実
 - (2) 地域における人権・福祉学習の推進
- 2 住民交流の促進
 - (1) ニーズや地域特性に応じた活動の推進
 - (2) 交流活動の拠点の確保・支援
- 3 新たな参加と活動をつなぐ仕組みづくり
 - (1) 当事者組織の活動支援
 - (2) ボランティア・市民活動の育成と活動支援
 - (3) 新たな参加や活動を創るための条件と環境の整備

基本目標2 つながりを広げて可能性を考えよう

- 1 地域コミュニティの活性化
 - (1) 地域活動団体の支援
 - (2) 地域の見守り体制・支え合い活動の強化
 - (3) 地域ぐるみによる防犯・防災対策の推進
- 2 福祉のネットワーク形成
 - (1) 地域活動団体や関係機関の連携・機能強化
 - (2) 分野を越えた協力体制の構築

基本目標3 誰もが安心して暮らし続けられる仕組みをつくろう

- 1 多様なニーズに対応できる情報提供・相談支援体制の確立
 - (1) 分かりやすい情報提供の推進
 - (2) 相談機能の充実
 - (3) 制度の狭間や潜在的な課題への対応
 - (4) 虐待防止体制の充実
- 2 安心できる生活を支える取組
 - (1) 日常生活を支える取組の推進
 - (2) 生活困窮者自立支援の推進
 - (3) 権利擁護体制の充実
- 3 福祉のまちづくりの推進
 - (1) 社会福祉協議会の機能強化
 - (2) 住民の福祉ニーズを把握する仕組みづくり
 - (3) バリアフリーとユニバーサルデザインの推進

第4章 施策の展開

基本目標 1

気軽な声かけ、支え合いが生まれる地域をつくろう

1 人権・福祉にふれる学習環境・機会の提供

子どもの頃から互いに思いやり、認め合う心を育む機会を提供できるよう、学校等における体験や交流を通じた人権教育及び福祉教育の推進を図ります。また、地域において市民が人権や福祉に関して学ぶ機会を持てるよう、生涯学習の推進を図ります。

(1) 教育・保育における人権・福祉にふれる機会の充実

市	学校等において、福祉施設や各種団体、民間事業所の協力を得ながら体験や交流プログラムを取り入れた教育・保育を進めていきます。	具体的な事業	<ul style="list-style-type: none"> ◎福祉施設等での体験学習 ○小・中学生人権啓発ポスターコンクールの開催 ○認定こども園等における職員の人権研修 ○世代間交流事業
市社協	子どもたちの思いやりの心を育み、福祉への関心を高めるため、学校や福祉施設、ボランティア団体等と協力し福祉教育を進めます。	具体的な事業	<ul style="list-style-type: none"> ◎福祉体験学習プログラム事業 ○学校における福祉学習への協力

(2) 地域における人権・福祉学習の推進

市	さまざまな機会を通じて、人権・福祉意識の啓発を行います。人権・交流センター等において、人権や福祉に関する講座を開講するとともに、各種団体と連携しながら、市民が自主的に学べる環境づくりに取り組みます。	具体的な事業	<ul style="list-style-type: none"> ★めばえの談話の開催 ◎「障害者差別解消法」に基づく啓発 ○人権文化セミナー、人権教育学習講座の開催 ○障がい者教育事業
市社協	福祉課題や市民のニーズに応じた市民福祉講座等を開催し、地域で人権・福祉について学ぶ機会を提供します。また、住民が、気軽に福祉について話し合える場を提供します。	具体的な事業	<ul style="list-style-type: none"> ★めばえの談話の開催 ○市民福祉講座の開催 ○「障害者週間」啓発事業

※「具体的な事業」の ★印は『わたしたちの談話』プロジェクト、◎印は主要事業、○印は関連事業を示しています。

2 住民交流の促進

住民同士が日常的に交流できるよう、イベント等の活用や交流活動拠点の確保・支援など、住民交流のきっかけづくりを促します。また、住民同士の交流において自治会、民生児童委員協議会、福祉委員会や老人クラブ等は重要な主体であるため、これら主体となる団体の活動支援を図ります。

(1) ニーズや地域特性に応じた活動の推進

市	<p>身近な地域の住民交流を充実させるため、自治会や民生児童委員協議会、福祉委員会、地域の学校等における交流活動を支援します。</p> <p>地域における趣味や生涯学習活動、スポーツ活動、イベント等も住民交流のきっかけとして重要な機会であることから支援を図ります。</p>	<p>◎社会参加支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○八幡市文化協会への活動助成 ○八幡市体育協会への活動助成 ○学校支援地域本部への活動助成 ○子ども会への活動助成 ○ふれあい交流事業 ○生涯学習センターふれあいロビーの開設 ○南ヶ丘デイサービス事業 ○地域交流事業 ○敬老のつどいの開催経費助成 ○自治振興助成 <p>具体的な事業</p>
市社協	<p>各地域のふれあいサロンの開催を支援し、住民の孤立を防止するとともに、住民交流を図ります。</p> <p>サロンの開催にあたって、関係機関との連携を促すなど、内容の充実についても助言を行います。</p>	<p>◎ふれあいサロン活動支援事業</p> <p>具体的な事業</p>

(2) 交流活動の拠点の確保・支援

市	<p>地域コミュニティ*の促進を図るため、住民交流の拠点である自治会集会所の整備を支援します。</p> <p>市民協働活動センターや生涯学習センター、公民館、人権交流センター等の運営を通じて、住民同士が交流できる場の確保や居場所づくりを進めます。</p>	<p>具体的な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○集会所等整備事業助成 ○市民協働活動センターの運営 ○福祉会館の維持・管理 ○生涯学習センター、市民交流センター、公民館の維持・管理 ○八幡人権・交流センター、有都交流センターの維持・管理 ○南ヶ丘老人の家、都老人の家の運営
市社協	<p>市社協が市から委託を受けて、運営管理している福祉会館や老人憩いの家八寿園などを活用し、住民交流のきっかけとなる場を提供します。</p> <p>また、福祉会館の運営管理を通じて、活動団体等への活動支援を行います。</p>	<p>具体的な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福祉会館の運営管理・活用促進（受託事業） ○八寿園の運営管理（受託事業）



3 新たな参加と活動をつなぐ仕組みづくり

市民に対し、ボランティア活動や当事者組織への参加のきっかけを提供し、ボランティア等の養成と活動支援を充実します。特に、住民個人の資格や職能、特技を発揮できるような仕組みを構築するとともに、若年層や子育て世代、退職前後世代などに対する、多様なアプローチを充実し、新たな参加を推進します。

(1)当事者組織の活動支援			
市	関係機関等と連携し、子育てサークルや障がい者団体等の当事者間のつながりの場となるような活動を支援します。	具体的な事業	○子育てサークルへの支援・助成 ○障がい者団体への支援
市社協	市内にある当事者団体に対し、活動への助成や団体間の情報の共有等の活動を支援します。	具体的な事業	○福祉当事者団体への活動支援
(2) ボランティア・市民活動の育成と活動支援			
市	ボランティア活動や市民活動を広く市民に広報するとともに、市社協と連携し、ボランティア活動等への支援環境の充実を図ります。	具体的な事業	○八幡市生涯学習ボランティア会への支援 ○介護支援サポーター事業 ○市民協働活動センターの運営(NPO等の支援) ○市民協働活動事業助成
市社協	ボランティアに関する情報の周知を図るとともに、ボランティア養成講座やイベントを開催し、ボランティアのきっかけとなる場を提供します。また、ボランティア活動をしたい人やボランティアを必要とする人などの相談支援やボランティア保険への加入促進などの側面支援を強化します。	具体的な事業	◎ボランティア活動センターの運営 ○介護支援サポーター事業(受託事業)

(3) 新たな参加や活動を創るための条件と環境の整備

市	<p>地域や福祉に関心のある人に活動のきっかけとなる機会を提供し、地域福祉活動の次代を担う人材の発掘と育成に努めます。また、参加者の新たな取組に対して、専門職等と連携して実施に向けた助言・協力を進めます。</p>	<p>具体的な事業</p>	<p>★めばえの談話の開催 (再掲)</p>
市社協	<p>地域や福祉に関心のある人に活動のきっかけとなる機会を提供し、地域福祉活動の次代を担う人材の発掘と育成に努めます。また、参加者の新たな取組に対して、市社協が持つノウハウを活かして実施に向けた助言・協力を進めます。</p>	<p>具体的な事業</p>	<p>★めばえの談話の開催 (再掲)</p>



基本目標 2

つながりを広げて可能性を考えよう

1 地域コミュニティの活性化

自治会、民生児童委員協議会、福祉委員会、老人クラブ等の各種地域組織は地域活動を推進する上で重要な役割を担っていることから、活動を支援します。あわせて、団体間の連絡調整や福祉活動の企画など、地域福祉活動を主導的に進めていけるリーダー的な人材の発掘と育成にも努めていきます。

見守りや手助けが必要な人への対応や地域における防災及び防犯等の取組の推進と住民の意識の高揚を図ります。また福祉課題に取り組むことができるよう、地域組織だけでなく、学校、民間事業所、行政や各種関係機関・団体等と連携・協力体制の構築を推進します。

(1) 地域活動団体の支援

市	自治会や民生児童委員協議会、福祉委員会等の地域活動団体が、地域福祉推進体制の確立に向けて取り組むことができるよう支援します。	具体的な事業	◎民生児童委員協議会への活動支援 ○老人クラブ連合会への活動助成 ○シルバー人材センターの運営助成 ○自治会への活動助成（市民自治推進交付金・自治振興助成） ○福祉委員会への活動助成
市社協	身近な地域での支え合い活動を推進する福祉委員会活動が活性化するよう支援します。また、各種団体と連携し地域福祉活動を円滑に進めるリーダー的な人材の育成と確保ができるように支援します。	具体的な事業	◎福祉委員会への活動支援 ○地域福祉リーダー研修会の開催

(2) 地域の見守り体制・支え合い活動の強化

市	<p>地域の見守り活動を行う民生児童委員等の相談支援活動への支援を行います。また、住民の理解と協力を得るための啓発を進めるとともに、専門機関や事業所への情報提供など、体制・活動の強化に向けた適切な支援に努めます。</p>	<p>具体的な事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◎民生児童委員協議会への活動支援（再掲） ◎絆ネットワーク構築支援事業（地域住民による見守り活動・支え合い活動の支援） ◎八幡市あんしんネットワーク事業 ○見守り支援対象者把握事業
市社協	<p>見守り活動や支え合い活動を行う団体同士が互いの活動内容や役割を知り、認識を深めるとともに、各組織・団体の現状や抱える課題などについて共有・協議を進めることができる機会・仕組みづくりを進め各団体の活動強化や連携を図ります。</p>	<p>具体的な事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◎絆ネットワーク構築支援事業（地域住民による見守り活動・支え合い活動の支援）
(3) 地域ぐるみによる防犯・防災対策の推進			
市	<p>警察や関係機関と連携し、防犯知識及び交通規則、交通マナーの啓発・普及に取り組めます。また、住民参加による自主的な防犯活動、交通事故防止活動等の促進を図ります。</p> <p>地域防災計画に基づき、地域住民や関係機関・団体と協力し、災害時の情報提供体制や要援護者の避難支援体制の構築、自主防災組織の育成等に取り組む、平常時・発災時に地域ぐるみで取り組めるよう連携を進めます。</p>	<p>具体的な事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◎災害時要援護者支援対策事業 ◎地域・市民団体への防災啓発・支援（自治会自主防災組織主催の訓練への支援・啓発、防災に関する出前講座の実施） ○自主防災組織の設立支援 ○自主防災推進協議会への助成 ○福祉避難所の充実 ○青色パトロール車の運用 ○防犯カメラの設置・運用 ○一人暮らしの高齢者宅への電気ガス無料点検事業 ○高齢者防火訪問事業 ○交通安全啓発事業
市社協	<p>常設型の災害ボランティアセンターを設置し、市と連携を図りながら、災害時におけるボランティアや義援物資等を受け入れられるように平常時から体制の整備を進めます。</p>	<p>具体的な事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◎災害ボランティアセンターの運営

2 福祉のネットワーク形成

地域福祉を市全体で推進していくために、地域活動団体やボランティア団体同士の連携、関係機関、専門職等の各種ネットワークを連動させ、分野横断的な取組を図れるよう地域における体制を構築します。

(1) 地域活動団体や関係機関の連携・機能強化			
市	複雑化する福祉ニーズに対して、地域活動団体や福祉サービス事業所、関係機関等が情報共有やケース検討、サービス調整などの連携を図りネットワークを形成できる場づくりを支援します。	具体的な事業	<ul style="list-style-type: none"> ◎絆ネットワーク構築支援事業（地域懇談会） ○八幡市障がい者地域生活支援協議会の開催 ○地域ケア会議の開催 ○多職種連携在宅療養支援協議会の開催
市社協	複雑化する福祉課題に対して、地域活動団体や福祉サービス事業所、関係機関等が情報共有・解決に向けた協議を通じて連携を図り、ネットワークの形成を支援します。	具体的な事業	◎絆ネットワーク構築支援事業（地域懇談会）
(2) 分野を越えた協力体制の構築			
市	児童福祉・障がい児・者福祉・高齢者福祉等分野を越えた専門機関の連携体制の構築を行うため連絡会や交流会を実施し、必要に応じた情報共有や支援を行います。	具体的な事業	★むすびの談話の開催
市社協	各福祉分野の専門職や事業所が福祉課題解決に向け、情報共有や協力体制が構築できるように顔の見える関係づくりを進めます。	具体的な事業	★むすびの談話の開催

基本目標 3

誰もが安心して暮らし続けられる仕組みをつくろう

1 多様なニーズに対応できる情報提供・相談支援体制の確立

市民が日常生活の中で困りごとが生じたときに情報を入手しやすい環境づくりを進め、相談できる機関や窓口の情報を一体的に周知していくとともに、市や市社協の窓口における相談、身近な地域における民生児童委員や福祉委員への相談など、対象者に応じた多様な媒体・手段による相談体制をつくります。

(1) 分かりやすい情報提供の推進

市	「広報やわた」やホームページ、ガイドブック、パンフレット等による情報提供においては、情報の受け手の視点に立ち、公的な福祉サービス・制度等について、正確で分かりやすい情報提供を行います。	具体的な事業	<ul style="list-style-type: none"> ○各種出前講座の提供 ○広報やわたの発行 ○ホームページへの掲載 ○人権情報誌「あゆみ」等の発行 ○子育て情報誌の発行 ○子育て講座・講演会の実施 ○自治会広報板設置助成
市社協	「社協だより」やホームページ、各種パンフレット、出前講座等を通じて、市社協事業、地域福祉活動など福祉に関する情報を提供します。	具体的な事業	<ul style="list-style-type: none"> ◎社協だよりの発行 ○ホームページの運営 ○出前講座・啓発活動

(2) 相談機能の充実

市	<p>市民からの相談に適切に対応できる相談体制を構築するとともに、相談に応じる職員の資質の向上や関係機関・団体等との連携を強化し、相談機能の充実を図ります。</p>	<p>◎高齢者福祉に関する相談支援</p> <p>◎障がい児・者福祉に関する相談支援</p> <p>◎児童福祉に関する相談支援</p> <p>○家庭児童相談室の運営</p> <p>○子育て支援センターの運営</p> <p>○臨床発達心理士・言語聴覚士による巡回相談事業</p> <p>○各種健康相談(市民健康相談・高齢者健康相談・窓口健康相談)</p> <p>○生活保護適正化ホットライン事業</p> <p>○ふれあい福祉センター事業</p>
市社協	<p>分野にとらわれない生活に関わる相談を総合的に受けられる体制をつくり、福祉課題解決に向けた支援を行います。</p>	<p>◎ふれあい福祉センター事業(受託事業)</p>



(3) 制度の狭間や潜在的な課題への対応

市	<p>制度の狭間にあつて、支援につながりにくい福祉課題のある人や家族に対して、既存の枠組みを越えた総合的な支援が行われることをめざして、市社協活動を支援するとともに連携を強化します。</p>	<p>具体的 な 事業</p>	<p>○社会福祉協議会への活動支援</p>
市社協	<p>制度や公的サービスにつながりにくい福祉課題に対し、住民や関係団体の協力を得ながら、解決に向けて取組を行います。 また各事業や相談対応を通じて、潜在的な課題を表出化し、支援につながるように取り組みます。</p>	<p>具体的 な 事業</p>	<p>○くらしのサポート愛ちゃん事業 ○テレフォンボランティアサービス事業 ○フリージャ弁当配食事業 ○福祉機器の貸し出し</p>

(4) 虐待防止体制の充実

市	<p>児童や高齢者、障がい児・者虐待をはじめ、複雑かつ困難な生活状況におかれている人の権利を守り、福祉サービス事業所や民生児童委員などの地域福祉関係者と連携を図りながら迅速に対応します。</p>	<p>具体的 な 事業</p>	<p>○障がい児・者虐待防止対策事業 ○児童虐待防止事業 ○要保護児童対策地域協議会開催 ○要保護児童訪問支援事業 ○高齢者虐待防止事業</p>
市社協	<p>異変に対し早期発見対応ができるよう、地域での見守り活動を推進します。また要保護児童対策地域協議会などの虐待防止体制に協力し取り組みます。</p>	<p>具体的 な 事業</p>	<p>○要保護児童訪問支援事業（受託事業）</p>

2 安心できる生活を支える取組

多様化するニーズへの対応として、福祉サービスの提供に従事する専門職などの育成を支援するとともに、市民参加による福祉サービスや社会福祉法人、NPOなどの民間の力も生かした柔軟なサービス提供の促進を図ります。

また、適切なサービス提供・利用が進むよう、成年後見制度や「福祉サービス利用援助事業」の普及・活用など、判断能力が不十分な人たちの権利を擁護する仕組みの普及と活用に努めます。

(1) 日常生活を支える取組の推進			
市	<p>子育て世帯や高齢者、障がい児・者等に対する各種サービスの提供基盤の整備を図るとともに、低所得者への生活支援・経済的自立を促すための支援を進めます。</p> <p>地域住民が自発的・主体的に参加し、公的サービスだけでは対応できない地域の福祉的なニーズを解決するため、住民参加型のサービスを実施します。</p>	具体的な事業	<ul style="list-style-type: none"> ◎介護予防・日常生活支援総合事業 ○産前・産後ヘルパー派遣事業 ○妊産婦及び新生児訪問指導事業 ○こんにちは赤ちゃん事業 ○子ども・子育て支援事業 ○ファミリーサポートセンターの運営 ○障がい福祉サービスの推進 ○地域生活支援拠点事業 ○障がい者生活支援事業 ○在宅医療・介護連携推進事業 ○地域包括支援センターの運営
市社協	<p>市と連携を図りながら、高齢者や障がいのある人へのきめ細やかな事業、福祉サービスを提供していきます。</p>	具体的な事業	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者生活支援センター*の運営 ○地域活動支援センター*の運営 ○産前産後ヘルパー派遣（受託事業） ○介護予防・日常生活支援総合事業（受託事業）

(2) 生活困窮者自立支援の推進

市	生活困窮者と生活保護の相談支援の一体的な実施により、生活困窮者に対して幅広い支援を行うとともに、民間事業所や関係機関・団体等との連携・協力により、各種事業を実施します。また、制度の狭間や支援につながりにくい福祉課題を発見するため、相談支援の専門職等が地域に出向き（アウトリーチ*）、問題解決に向けた支援を進めます。	具体的な事業	<ul style="list-style-type: none"> ◎自立相談支援事業（生活困窮者） ○住居確保給付金支給事業 ○就労準備支援事業 ○一時生活支援事業 ○くらしの資金貸付事業
市社協	自立相談支援機関と連携し、家計相談支援事業に取り組むとともに、市民等からの寄付物資の提供や資金の貸付を通じて、生活困窮者の生活の安定と経済的な自立・生活意欲の向上を支援します。	具体的な事業	<ul style="list-style-type: none"> ◎家計相談支援事業（受託事業） ○生活困窮者に対するたすけあい事業 ○生活福祉資金貸付
(3) 権利擁護体制の充実			
市	<p>地域包括支援センターの相談窓口の充実を図るとともに、相談支援事業所や障がい児・者虐待防止センターなどの関係機関と連携し、成年後見制度の普及啓発に努めます。</p> <p>判断能力の不十分な人が成年後見制度を円滑に利用できるよう、利用支援を行います。また、成年後見制度へのニーズの増加に対応できるよう、新たな体制構築を検討します。</p>	具体的な事業	<ul style="list-style-type: none"> ◎成年後見制度利用支援
市社協	判断能力が不十分で、日常生活に支障のある高齢者や知的障がい者、精神障がい者に対して、生活支援員による福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行います。	具体的な事業	<ul style="list-style-type: none"> ◎福祉サービス利用援助事業

3 福祉のまちづくりの推進

複雑化した福祉ニーズ・生活ニーズを把握していくためには、相談窓口を設けるだけでなく、意図的な働きかけが必要となります。福祉のまちづくりを推進するため、社会福祉協議会が有する機能や、これまで培ったノウハウを活かして機能強化を図るとともに、現状を明らかにするための調査の実施や、専門職自ら地域に出向き、ニーズの掘り起しを進めます。

また、ユニバーサルデザイン*の普及・啓発を行うとともに、公共交通機関や道路、公園なども含めた総合的なバリアフリーのまちづくりなど、誰もが暮らしやすい配慮のあるまちづくりを推進していきます。

(1) 社会福祉協議会の機能強化			
市	市社協が地域福祉の中心的な組織として機能するよう、公益的な活動について支援するとともに、組織力の強化に向けた支援に努めます。	具体的な事業	○社会福祉協議会活動への活動支援
市社協	地域福祉を推進する中心機関として十分な活動が行えるよう、会員の確保や補助事業の活用、事業収益の確保など、必要な財源の確保に向けた取組を推進します。また、市及び関係機関・団体と連携など組織力の強化を図ります。	具体的な事業	◎自主財源の確保 ○組織体制の強化
(2) 住民の福祉ニーズを把握する仕組みづくり			
市	関係機関の協議の場や地域の会合等に参加し、福祉ニーズの掘り起こしを強化します。 支援を必要とする人の個別の課題や地域の福祉課題を把握し、解決につなげることができるよう、支援します。	具体的な事業	★まちの談話の開催 ○社会福祉協議会事業への支援(地域担当者の配置) ○生活支援体制整備事業
市社協	地域担当者を配置し、福祉ニーズの把握に努め、地域の実態に応じて住民と一緒に、ニーズ対応への取組を協議します。	具体的な事業	★まちの談話の開催 ◎地域担当者の配置

(3) バリアフリーとユニバーサルデザインの推進

市	<p>民間事業所等と連携・協力し、市民が多く集う駅周辺や商業施設等のバリアフリー化を進めるとともに、ユニバーサルデザインの考え方についても普及・啓発に取り組みます。</p> <p>また、高齢化に伴う移動支援ニーズの増加に対応し、コミュニティバス*の運行など移動手段の確保への支援を図ります。</p>	具体的な事業	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティバスの運行 ○公共施設の改修 ○バリアフリー、ユニバーサルデザインの普及 ○福祉有償運送*運営協議会の開催 ○リフトカーやすらぎ号運行事業
市社協	<p>市民の協力を得ながら外出の困難な障がいのある人などへの移送サービスを提供し、社会参加や生活支援を図ります。</p>	具体的な事業	<ul style="list-style-type: none"> ○くらしのサポート愛ちゃん（福祉有償運送） ○リフトカーやすらぎ号運行事業（受託事業）



第5章 計画の推進

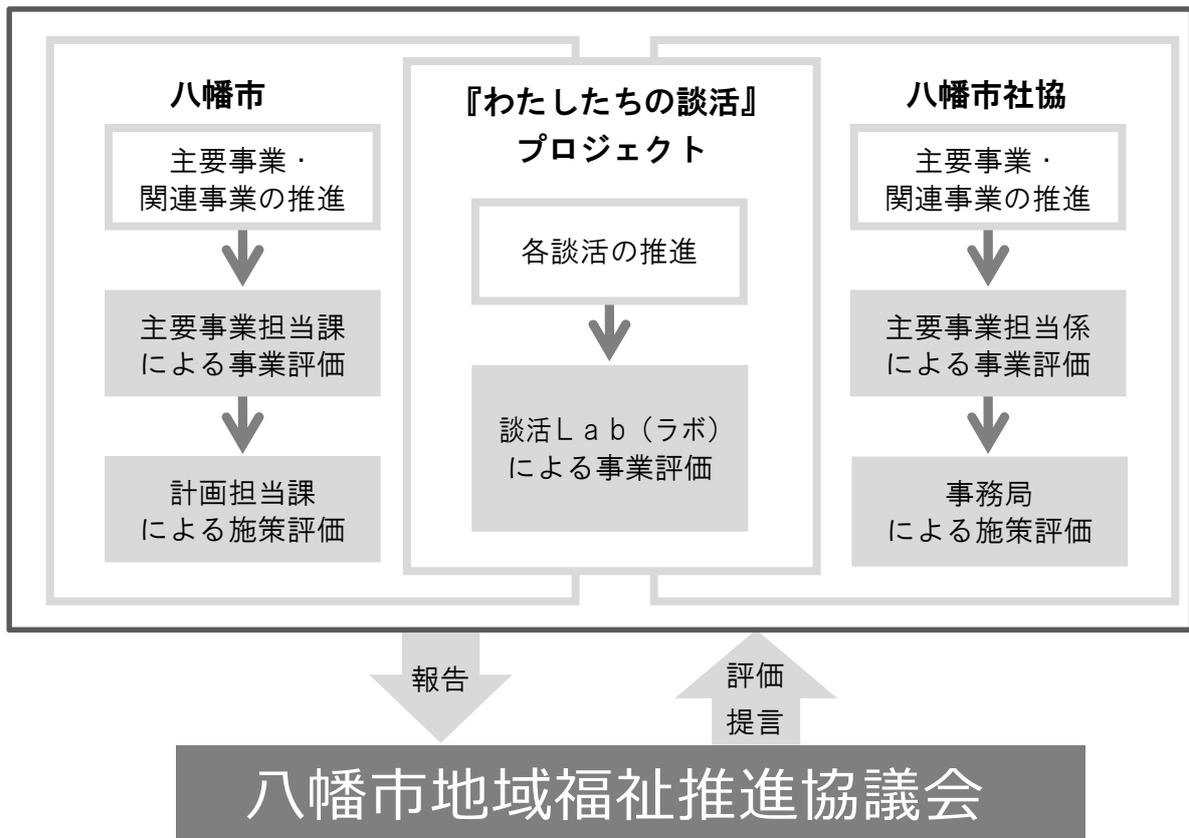
1. 進行管理

本計画は、市の「地域福祉計画」と市社協の「地域福祉活動計画」を一体的に策定したものです。そのため、市と市社協は緊密な連携を図りながら、各事業を推進していきます。

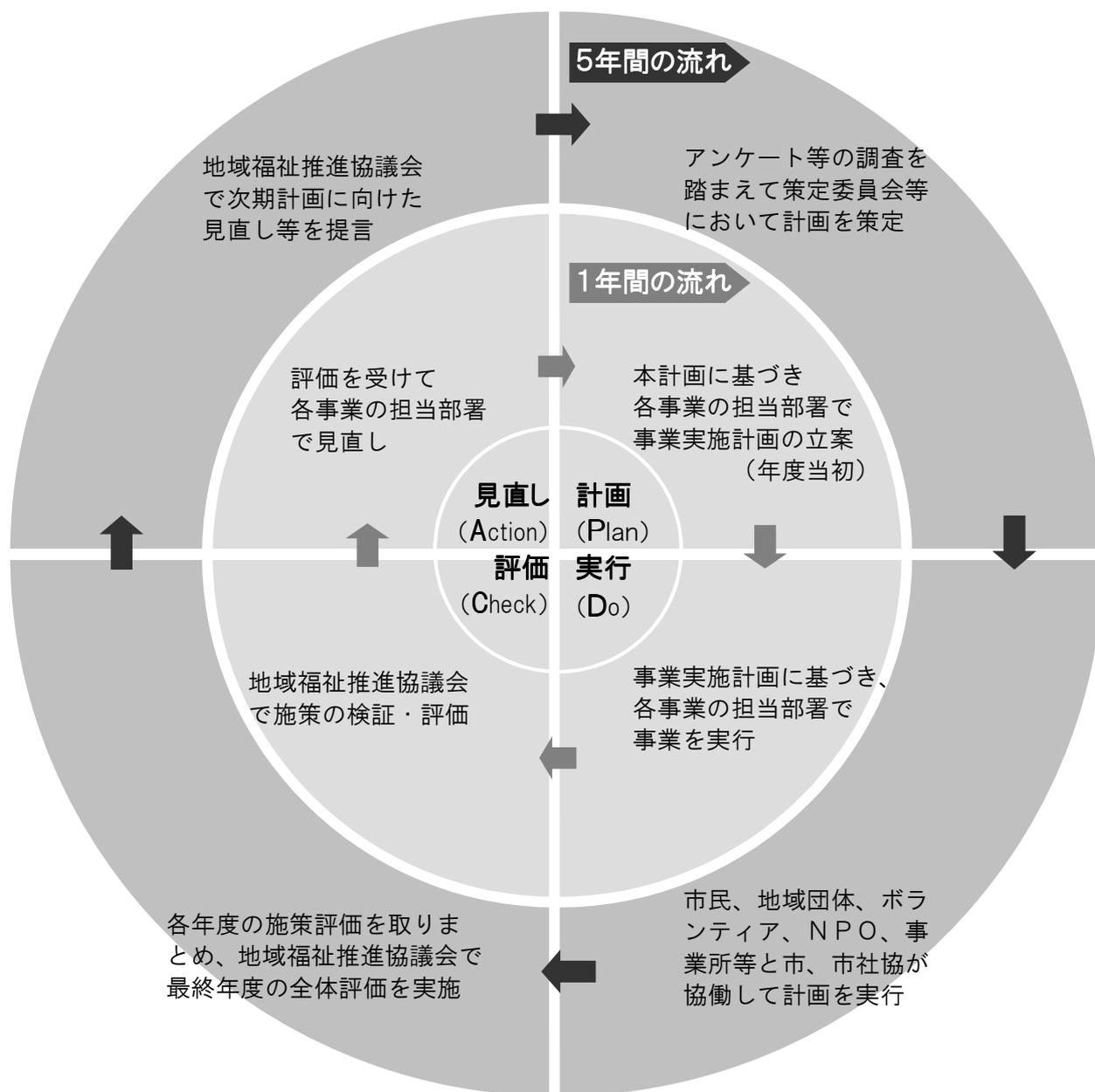
計画の進行管理にあたっては、市と市社協それぞれが主要事業を中心に施策評価を行うとともに、『わたしたちの談活』プロジェクトについては市と市社協、学識経験者等による談活L a b（ラボ）において事業評価を行います。なお、評価は各事業の企画・運営・成果・課題等を総合的に確認、検討します。

そして、本計画策定に関わった学識経験者や関係団体の代表者等からなる「八幡市地域福祉推進協議会」において、住民の意見を聞きながら、国の福祉制度改革の動向も十分に見極め、P D C Aサイクル*に基づき、毎年度の計画の検証・評価を行っていきます。

進行管理体制



PDCA サイクルのイメージ



2. 推進体制

(1) 市民の参画・協働と各推進主体との連携

地域福祉活動の主役は、地域で生活している住民一人ひとりです。

住み慣れた地域で助け合える地域社会を実現させていくためには、身近な地域で市民の主体的な地域福祉が推進されるとともに、地域住民と市、関係機関が協働して取り組むことが必要になります。

社会福祉法では、地域福祉の推進の役割を担うものとして、地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が示されています。具体的には、地域住民、自治会、民生児童委員協議会、ボランティア・NPO団体、社会福祉協議会、市などが主体として、相互に協力して取り組みます。

(2) 各主体の役割

①市民や地域団体、ボランティア、NPO、事業所等の役割

市民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の一員として互いに協力し合うことが大切です。また、市民一人ひとりが地域福祉の担い手としてこうした意識を持ち、同時に自ら隣近所とのあいさつから、助け合い・支え合い等の地域活動に積極的かつ主体的に参加する等、具体的な活動を実践していくことが不可欠です。

さらに、地域福祉のニーズに基づく新たなサービスや、市民の福祉への参加支援や福祉のまちづくりへの参画に努めることが求められています。

本計画を実効あるものにするためには、こうした市民をはじめボランティアやNPO、福祉関係団体、事業所等のさまざまな主体による自主的な取組と相互の連携による協働の取組が不可欠です。

②行政の役割

地域福祉の推進にあたって、行政には市民の福祉の向上をめざして福祉施策を総合的に推進する責務があります。このため、地域福祉を推進する関係機関・団体等の役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図るとともに、行政内部においては、福祉・保健・医療分野をはじめ、雇用・教育・文化・交通・住宅等関係各課との連携強化を図り、市政のさまざまな分野において地域福祉の視点から施策を見直し、あるいは横断的な施策が推進されるよう取り組みます。さらに、地域福祉への住民参加の機会を拡充するとともに、総合相談体制や地域福祉活動拠点の整備支援、情報提供の充実等に努めます。

③社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は地域福祉の推進を担う中核的な団体として位置付けられ、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施・普及・助成等、地域に密着しながら、地域福祉を推進するためのさまざまな事業を行っています。

本計画の基本理念及び基本目標を達成するために、市民、地域団体、ボランティア、NPO、民間事業所、行政関係者など幅広い分野からの参加のもと、本市の社会福祉向上のため「民間」の立場で相互の調整役としての機能を向上します。

資料編

1. 八幡市地域福祉推進計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八幡市地域福祉推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく地域福祉計画（以下「計画」という。）その他福祉に関する計画を策定するにあたり、社会福祉に関する活動を行う者の意見を求め、総合的かつ計画的に地域福祉の推進を図るため、委員会を設置する。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 計画に関係する団体の代表者
- (3) 公募により選出した者
- (4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成30年3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、会長が選任される前においては、市長が招集する。

2 委員長は、会議に必要なと認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、計画担当課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成28年11月1日告示第106号）

1 この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

2. 八幡市地域福祉推進計画策定委員会委員名簿

(敬称略・五十音順)

役職	氏名	所属等
委員長	加藤 博史	学識経験者(龍谷大学短期大学部)
副委員長	猿渡 洋子	八幡市民生児童委員協議会
委員	出江 英夫 (池田 浩一)	八幡市小中学校長会
	稲葉 裕二	社会福祉法人秀孝会 特別養護老人ホーム 有智の郷
	奥村 正明	自治連合会 教育福祉部会
	鹿野 昌子	八幡市老人クラブ連合会
	神崎 博夫 (平岡 克也)	京都府立八幡支援学校
	久保 一人	八幡市身体障がい者団体連合会
	坂本 美恵子	八幡市ボランティア連絡協議会
	菅沼 拓哉	綴喜医師会八幡班
	田野 照子	八幡市女性団体連絡協議会
	太良木 勇一	八幡市社会福祉協議会
	塚本 喜美 (山本 幸雄)	八幡市民間保育園園長会
	西村 謙	八幡東福祉委員会
	溝口 知男	八幡市商工会
吉岡 恒子	八幡市公立保育園園長会	

※ () 内は平成 28 年度委員

策定委員会オブザーバー

氏名	所属等
丹下 均	八幡市副市長
渡邊 一真	京都府社会福祉協議会 地域福祉・ボランティア振興課課長
李 彦尚	八幡市社会福祉協議会アドバイザー(同志社大学 社会学部 助手)

3. 作業部会委員名簿

所 属		備 考
福 祉 部	福祉総務課	作業部会事務局
	障がい福祉課	
	子育て支援課	
	保育・幼稚園課	
	生活支援課	
健 康 部	高齢介護課	
	健康推進課	
社会福祉協議会	地域福祉係	作業部会事務局
	総務係	
	ホームヘルパーステーション	
	八寿園デイサービス	
	障がい者生活支援センターやまびこ	

作業部会オブザーバー

所 属 等	氏 名	備 考
京都府社会福祉協議会	渡邊 一真	地域福祉・ボランティア振興課課長
八幡市社会福祉協議会アドバイザー	李 彦尚	同志社大学 社会学部 助手
㈱ジャパンインターナショナル総合研究所	伊藤 史子	まちづくりプランナー

4. 計画の策定経過

年度・月日	項目	主な内容
平成28年度	12月2日	第1回策定委員会 ・計画策定の概要について ・アンケート調査の検討 ・策定スケジュールについて
	1月13日～ 1月30日	地域福祉に関する アンケート調査実施 ・20歳以上の市民2,000人（無作為）を対象 としたアンケート調査
	2月～4月	関係団体対象調査 ・地域活動団体等を対象としたアンケート調査・ 聞き取り調査（聞き取り実施は6月）
	3月28日	第2回策定委員会 ・アンケート調査結果について ・団体調査について ・座談会について
平成29年度	5月11日	第1回作業部会 ・策定スケジュールについて ・アンケート調査結果について ・座談会について
	6月27日	第2回作業部会 ・団体調査結果について ・座談会の実施について ・計画構成案について ・施策・事業進捗状況評価書について
	6月29日	第3回策定委員会 ・団体調査結果について ・座談会の実施について ・計画構成案について
	7月1日	第1回地区別座談会 ・日ごろ感じている「困りごと」と、その解決・ 改善に活かせる「社会資源」の共有
	7月15日	第2回地区別座談会 ・「困りごと」を解決・改善するアイデアの検討
	8月1日	第3回作業部会 ・座談会結果について ・進捗評価について
	8月5日	第1回テーマ別座談会 ・テーマの活動について日々感じていることを 話し合おう！
	8月19日	第2回テーマ別座談会 ・“私たちができる” “私たちにしかできない” ことを考えよう！
	8月30日	専門職座談会 ・業務を通し見えていることや感じていること についての意見交換
	8月30日	第4回作業部会 ・座談会結果について ・現行計画の評価について ・計画骨子案について
	9月8日	第4回策定委員会 ・座談会結果について ・現行計画の評価について ・計画骨子案について
	10月4日	第5回作業部会 ・専門職座談会結果について ・計画骨子案について
	10月26日	第5回策定委員会 ・計画骨子案について
	11月29日	第6回作業部会 ・計画素案について
	12月13日	第6回策定委員会 ・計画素案について
	12月20日～ 1月10日	パブリックコメント実施 ・計画素案に対する市民意見を募集
1月17日	第7回作業部会 ・計画原案について	
1月29日	第7回策定委員会 ・計画原案について	

5. 用語解説 ※最初に用語が出てくるページ数を掲載しています

「あ」行

アウトリーチ p.56

地域において、社会的なつながりから孤立し、社会的な援助に結びついていない人々を発見し、支援や情報提供を実施する専門職が出向く形態の支援の方法。

NPO p.16

「Non Profit Organization」の略。教育・社会福祉・環境保全・国際交流等、多様な分野において、利潤をあげることが目的としない活動を行う団体。

「か」行

絆ネットワーク構築支援事業 p.16

地域の住民が主体となり、課題を共有・検討し、必要に応じて地域で活動する団体や関係機関が連携し、解決できる仕組みづくりを支援する事業。

協働 p.3

市民や行政、民間企業等さまざまな主体がそれぞれの持つ特性を生かし、補い合い、協力し合い、連携して地域活動や公共的課題の解決にあたること。

権利擁護 p.12

自己の権利や援助ニーズを表明することが困難である人を、あらゆる形態の権利侵害やその可能性から擁護するとともに、生活を送る上で必要なすべての権利を保障するという考え方やその実践。

合理的配慮 p.12

障がいのある人における社会の中のバリア（社会的障壁）を取り除くために、何らかの対応を必要としていると意思が伝えられたときに個別の状況に応じて行う調整。

コーディネーター p.16

社会福祉に関わる専門職が担う「調整者」としての役割のこと。社会福祉の援助において、住民やほかの職種とのチームワークが円滑になるよう調整する。

子ども・子育て支援法 p.8

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために制定、または改正された子ども・子育て関連法の1つ。

子どもの貧困 p.2

所得分布の中央値の半分未満の所得の世帯で暮らす18歳未満の子どもたちの存在や生活状況。医療や食事、学習、進学などの面で極めて不利な状況に置かれ、格差や貧困の連鎖を招くおそれがある。

コミュニティバス p.58

交通不便地域の解消、地域住民の利便性の向上をめざして、地域のニーズに応じてサービスを工夫したバス運行システム。

「さ」行

災害時要援護者 p.8

高齢者世帯、要介護者、障がいのある人等、災害時に一人で避難が難しい人。

災害時要援護者台帳 p.36

災害時要援護者として、あらかじめ地域の支援者等に対し、自身の個人情報を提供することに同意した人を登録した台帳。

災害ボランティアセンター p.20

災害発生時に災害ボランティア活動が効率的に行えるよう支援する組織。平常時から関係機関・団体とのネットワーク形成などに取り組んでいる。

自主防災組織 p.21

災害(自然災害、火災等)による被害を予防し、軽減するための活動を行う住民による組織。

市民協働活動センター p.16

NPO等の市民の自主的で営利を目的としない社会に貢献する活動を支援し、団体同士の連携や市民協働に関する情報収集・発信を図るなど、協働のネットワークづくりを行う施設。

社会福祉法人制度改革 p.18

福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るための、社会福祉法人の公益性や運営の透明性の向上などに関する制度改革。改革に伴い、平成29年4月1日から改正社会福祉法が全面施行された。

障害者差別解消法 p.8

(正式名称:障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)

障がい者を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供及び差別を解消するための支援措置として啓発活動等が規定されている。

障がい者生活支援センター p.55

市内の障がい児・者に対して総合的な相談支援を行う事業所。

生活困窮者 p.18

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方。

生活困窮者自立支援法 p.8

生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とした法律。

成年後見制度 p.38

判断能力の不十分な人を保護するため、財産の管理や契約について、法律や福祉の専門家、家族等が本人の能力に応じて法律行為の代理や補助を行う民法上の制度。

「た」行

第一層協議体、第二層協議体 p.40

協議体とは、地域で高齢者を支援する関係者間のネットワークづくりを目的とする、定期的な情報共有・連携強化の場のこと。第一層協議体は市全域、第二層協議体は各地域(中学校圏域)で、主に関係者とのネットワーク化やサービス開発を行う。

地域活動 p.17

地域の社会的諸問題の解決や福祉向上のために、地域を拠点に住民が主体となつて行われる活動で、自治会・町内会や子ども会、老人クラブなどのような地域組織活動をいう。

地域活動支援センター p.55

障がいのある人のための創作的活動や憩いの場、社会との交流等を行う施設。

地域共生社会 p.28

高齢者・障がい者・子どもなど、すべての人々が、制度・分野や、支え手側・受け手側という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会。

地域コミュニティ p.46

コミュニティとは、共同の社会生活が行われる一定の地域または集団のことで、地域コミュニティという場合は、特に地域との結びつきが強く、人々の自主性と自らの責任において、より住みよい地域づくりを行う住民の集団のこと。

地域包括ケアシステム p.8

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みのこと。

地域包括支援センター p.12

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるように高齢者の生活を総合的に支える機関。

「な」行

ニーズ p.5

一般的には、生存や幸福、充足を求める身体的・精神的・経済的・文化的・社会的な要求のこと。社会福祉の領域においては、社会生活を営むために必要な基本的要件の充足ができていない場合に発生する。

認定こども園 p.40

就学前の子どもに対し、幼児教育と保育を一体的に実施する施設。

「は」行

バリアフリー p.20

道路や建築物の通路の段差解消や、手すり、洋式トイレの設置等、高齢者、障がいのある人等の社会参加や自立を困難にしている物理的・社会的障壁等、日常生活の中で存在するあらゆる障壁を取り除く施策、もしくは実際に取り除いた状態。

P D C A サイクル p.60

管理業務を円滑に進める手法。Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(見直し)の4段階のサイクルを継続的に行うことで業務を改善しようとする考え方。

福祉委員 p.14

地域の福祉問題や要望等を発見し、見守り活動や助け合い活動等を地域住民とともに進める地域のボランティア。

福祉学習 p.12

福祉の知識や技術の習得、体験にとどまらず、他人を思いやる心や自ら考え、行動できる力を育むことを目的としている。

福祉避難所 p.20

災害発生時に高齢者・障がいのある人等、一般の避難所では生活に支障があり、特別な配慮を必要とする方を受け入れる避難施設。

福祉有償運送 p.58

要介護者や身体障がい者等の方が、単独では公共交通手段の利用が難しい場合にNPO法人や社会福祉法人等が実費の範囲内の対価により行う輸送サービス。

ふれあいサロン p.14

福祉委員が行う身近な地域で誰もが気軽に集まり、自由な活動を通して孤立防止や仲間づくり・交流等を行う場所。

ボランティア連絡協議会 p.17

市内のボランティアグループが情報共有や学習会など連携するための組織。

ボランティア活動センター p.16

ボランティア活動を支援するために設置されている社協の機能。ボランティア参加の啓発やきっかけづくり・活動の支援や基盤整備のほか、プログラムの開発やボランティア相談機能がある。

「ま」行

民生児童委員 p.16

厚生労働大臣の委嘱を受けた特別地方公務員。社会奉仕の精神をもって地域の福祉ニーズを把握し、支援が必要な高齢者や障がいのある人、児童や妊産婦等に対して相談・助言・援助等を行う。

「や」行

ユニバーサルデザイン p.57

あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

要保護児童対策地域協議会 p.12

支援対象児童等に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行う目的で設置（児童福祉法第25条の2第2項）。

「ら」行

老人クラブ p.14

概ね60歳以上の高齢者が自主的に参加・運営を行う活動組織で、趣味活動のほか、地域貢献活動や社会貢献活動に取り組んでいる。

6. 地域福祉に関するアンケート調査結果概要

(1) 調査概要

- 調査地域 : 八幡市全域
- 調査対象 : 市内在住の20歳以上の個人
- 抽出数、方法 : 住民基本台帳に基づき、2,000人を無作為抽出
- 調査方法 : 郵送配布・回収
- 調査期間 : 平成29年1月13日(金)～1月30日(月)
- 回収結果 : 有効回収数 883件(有効回収率 44.2%)

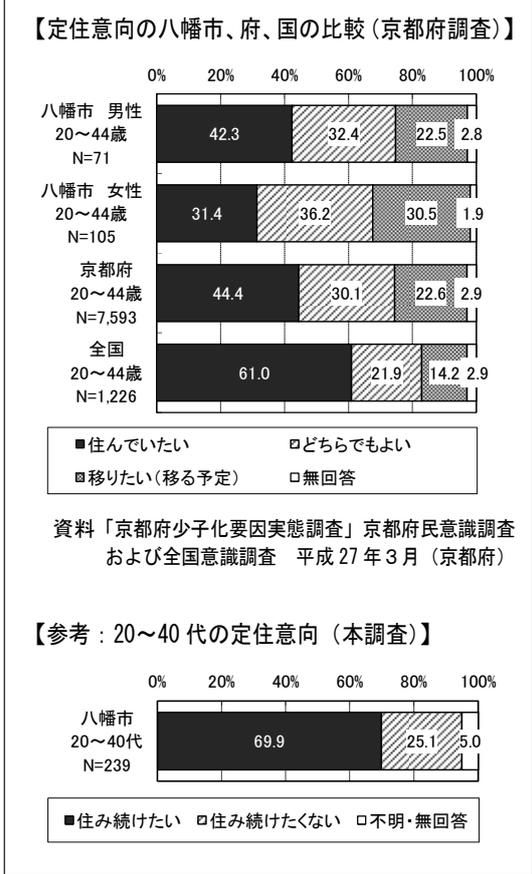
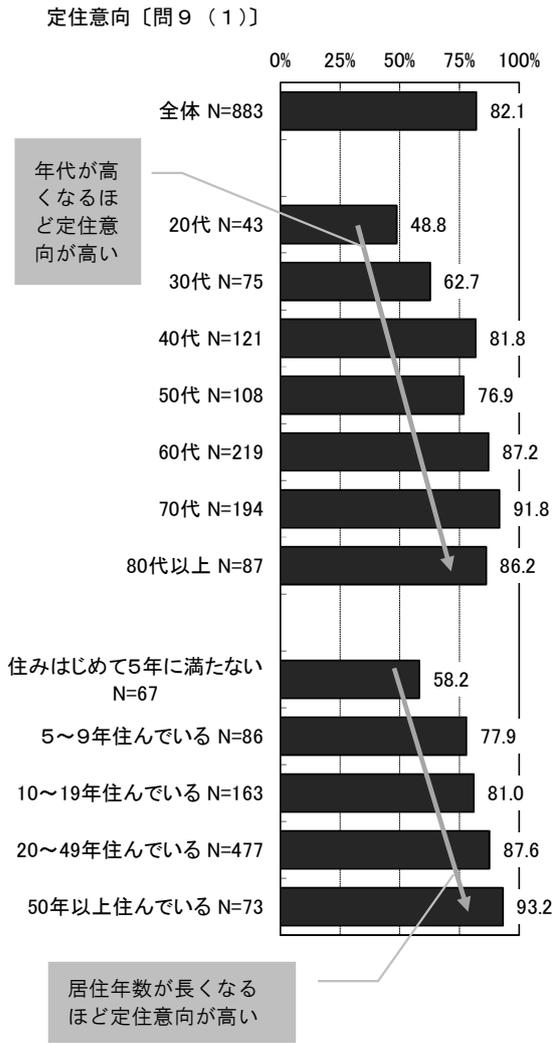
(2) 調査結果の見方

- ・ 集計結果は、すべて小数点以下第2位を四捨五入しているため、回答比率の合計が100.0%にならないことがあります。
- ・ 複数回答形式の設問の場合、回答比率の合計が100.0%を超えることがあります。
- ・ グラフ中の「N」とはNumber of Caseの略であり、集計対象者総数を表しています。

(3) 主な調査結果

① 定住意向と理由

■ 大半の人が定住意向を示しているが、20、30代の定住意向は低い。
 ■ 京都府調査では八幡市民の定住意向は高くない。

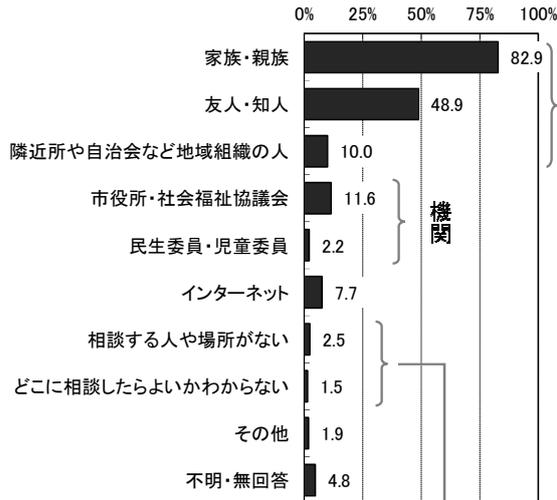


②相談相手（場所）と情報入手先

■相談や福祉の情報入手においてインターネットを利用するのは50代以下が多い。
 ■ひとり暮らし世帯は相談につながりにくい傾向がある。

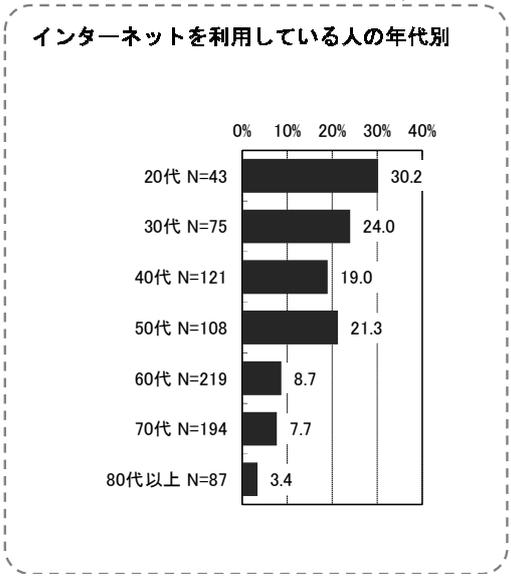
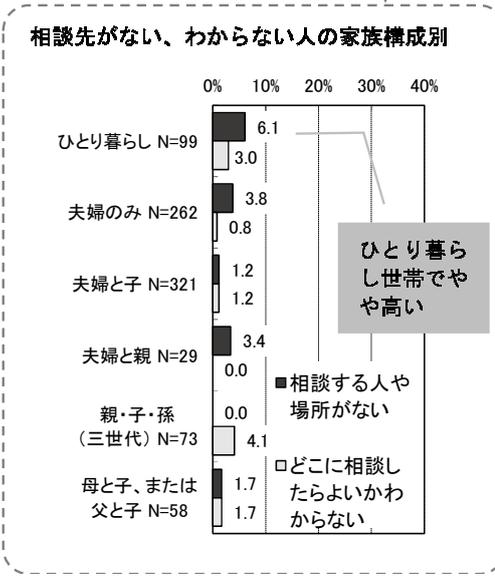
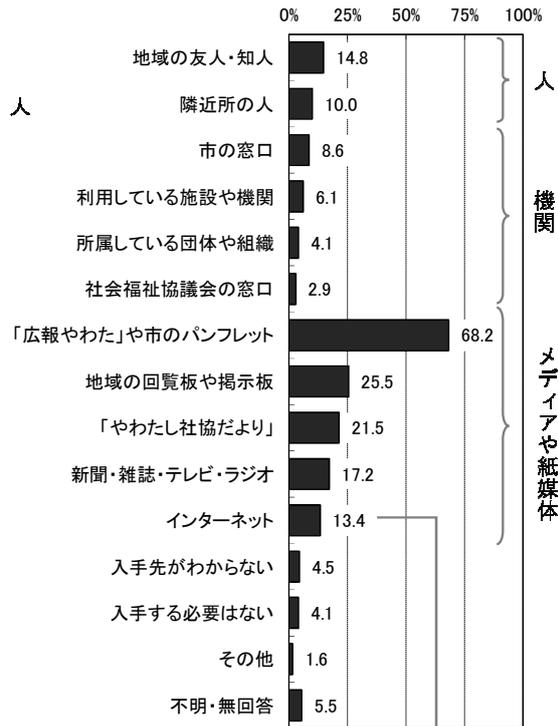
困りごとの相談先【問10】

全体 N=883



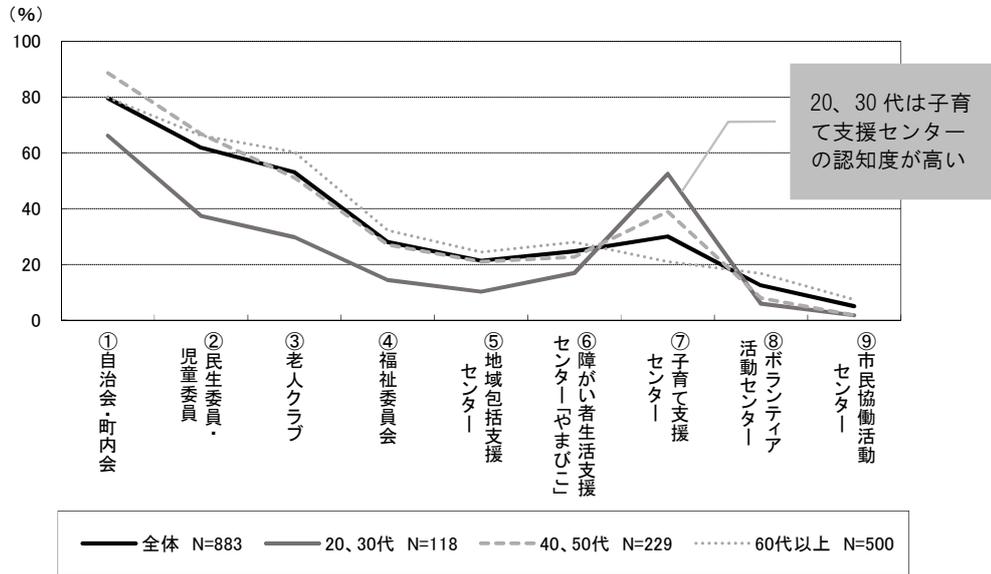
福祉に関する情報入手先【問11】

全体 N=883



■20、30代は子育て支援センターの認知度が高い。

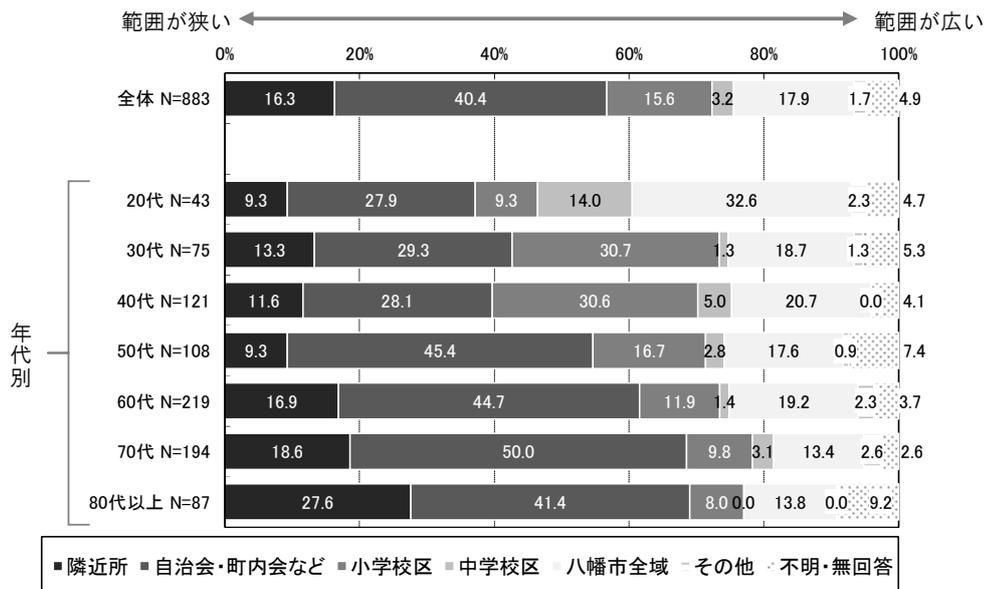
市内の団体や機関の認知度〔問 21〕



③地域の認識と関わり

■自治会・町内会の範囲を地域であると認識している人が多いが、若い人ほど八幡市全域、小学校区と広い範囲を地域である認識している。

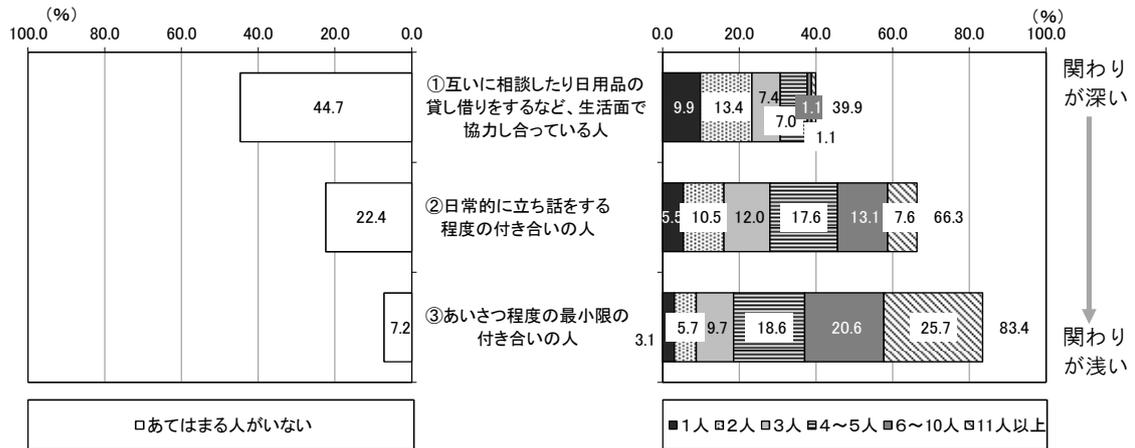
「地域」の範囲の認識〔問 12〕



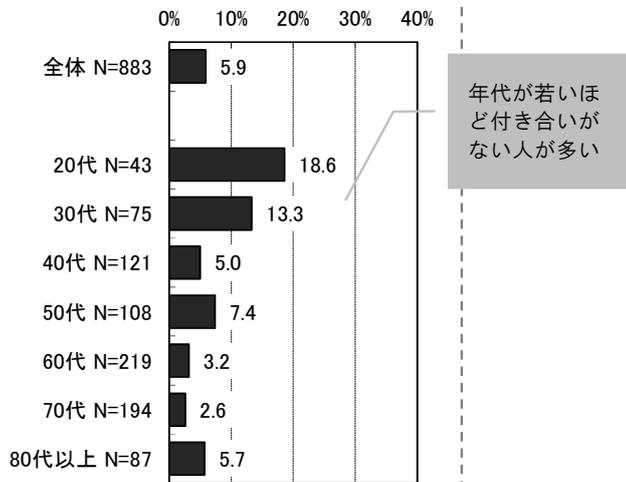
■近所との関わりの深さに応じて人数は少なくなる。
近所付き合いのある人がいない人は全体の5.9%いる。

近所付き合いをしている人の状況〔問13〕

全体 N=883

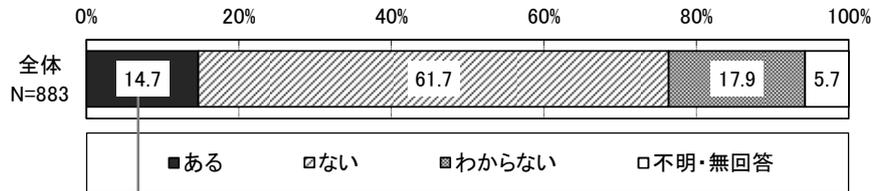


近所付き合いのある人がいない人の年代別

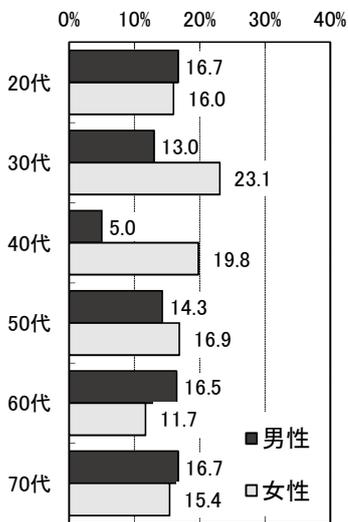


■近所に気になることがある人は14.7%おり、30、40代の女性が多い。

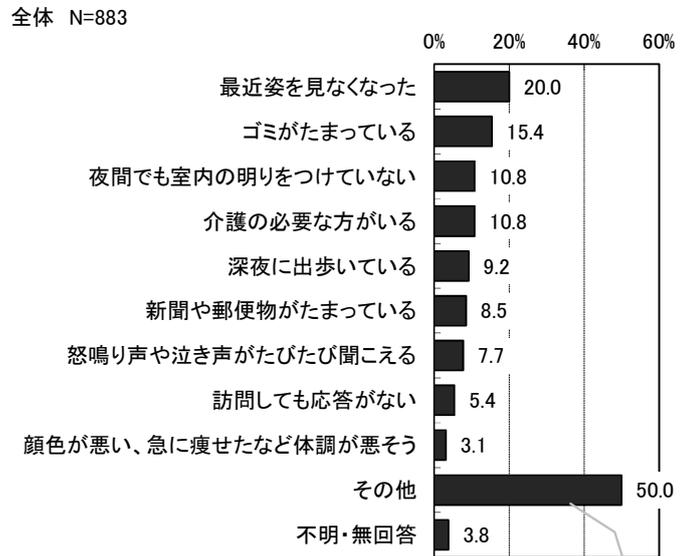
近所で気になることの有無 [問 14 (1)]



ある人の年代別



気になることの内容 [問 14 (2)]

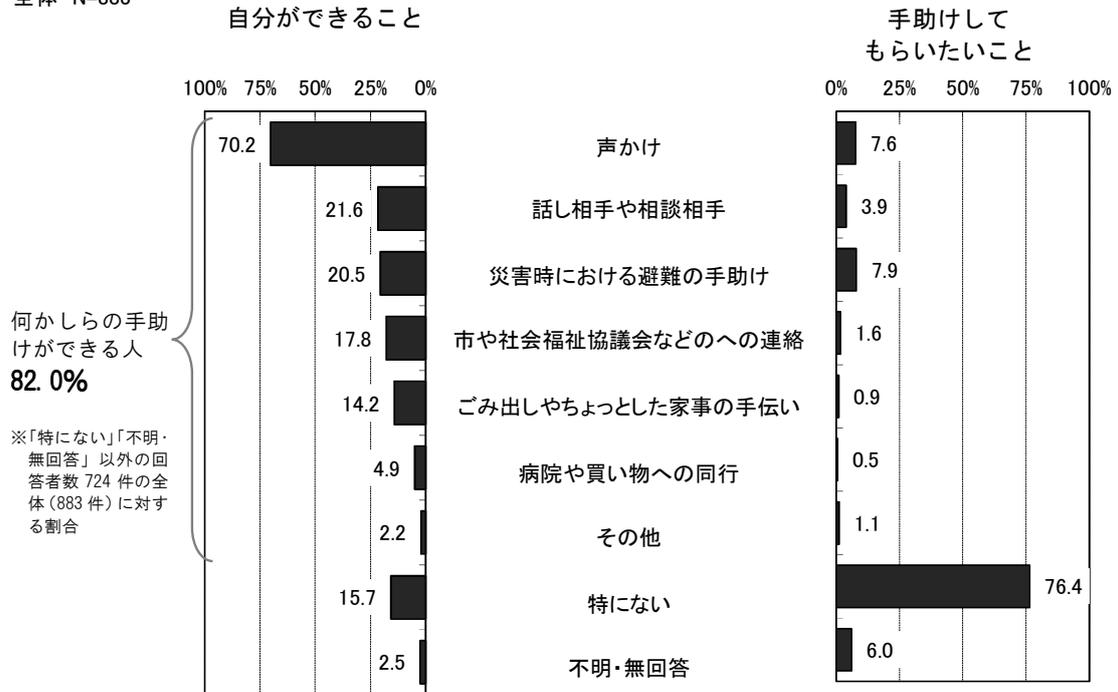


その他は、
 ・空家の増加
 ・駐車関係
 ・騒音
 ・ペット等動物に関する問題
 等が多い

■近所に困っている人がいた場合、何かしらの手助けができる人が82.0%いる。声かけや災害時支援といった手助けを多くの人ができる手助けとしてあげている。

近所で困っている方がいた場合自分ができること〔問15〕および自分が手助けしてもらいたいこと〔問16〕

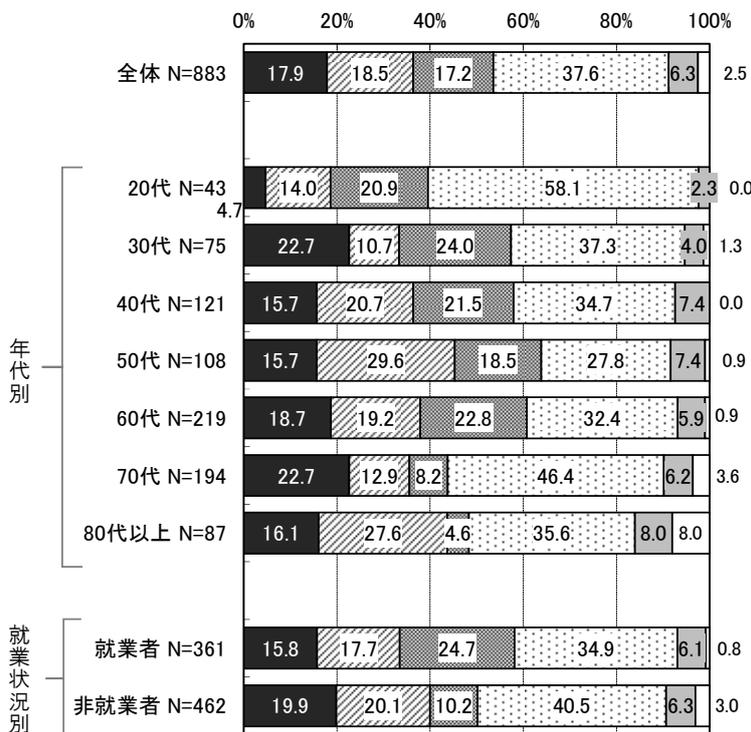
全体 N=883



④地域活動等への参加状況と参加意向

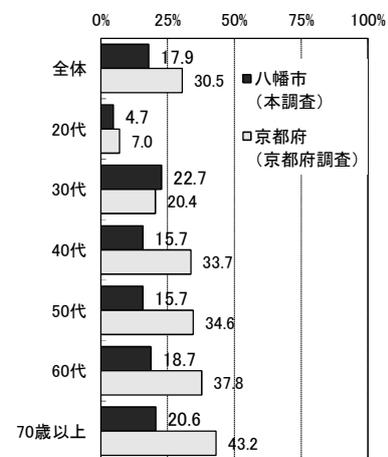
- 地域活動等の『活動層』は17.9%。『無関心層』は全体の37.6%。
- 20代の『活動層』はわずかだが、府と比較すると壮年層でも『活動層』は多くない。
- 『興味あり非活動層』は非就業者より就業者で高く、就業者の24.7%が参加意向を示している。

地域活動等の参加状況〔問17(1)〕



- 活動層（参加している）
- 経験あり非活動層（以前に参加したことがあるが、現在参加していない）
- 興味あり非活動層（まったく参加したことはないが、今後参加したい）
- 無関心層（まったく参加したことはなく、今後も参加したいとは思わない）
- その他
- 不明・無回答

【地域活動等の年代別参加状況の比較】



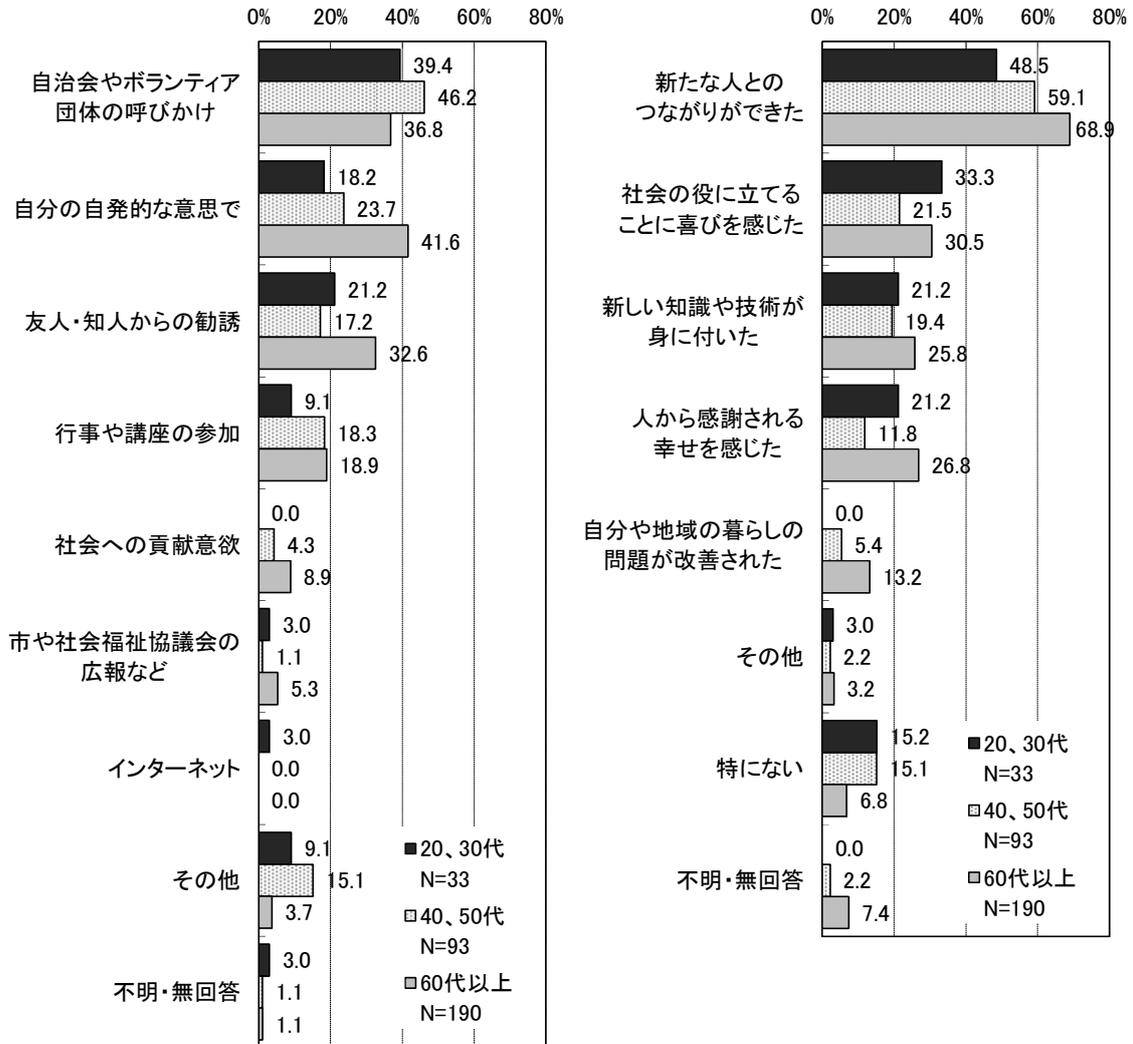
資料：京都府調査「平成28年度京都府民の意識調査」
 ※八幡市（本調査）は問17(1)「参加している」割合

■自治会等の呼びかけが、活動のきっかけとなることが多い。

■全世代共通して、新たな人とのつながりによる喜びを感じる人が多く、また、若年層では、社会貢献できることへのよろこびを感じている人が多い。

活動をはじめたきっかけ〔問17(2) 世代別〕

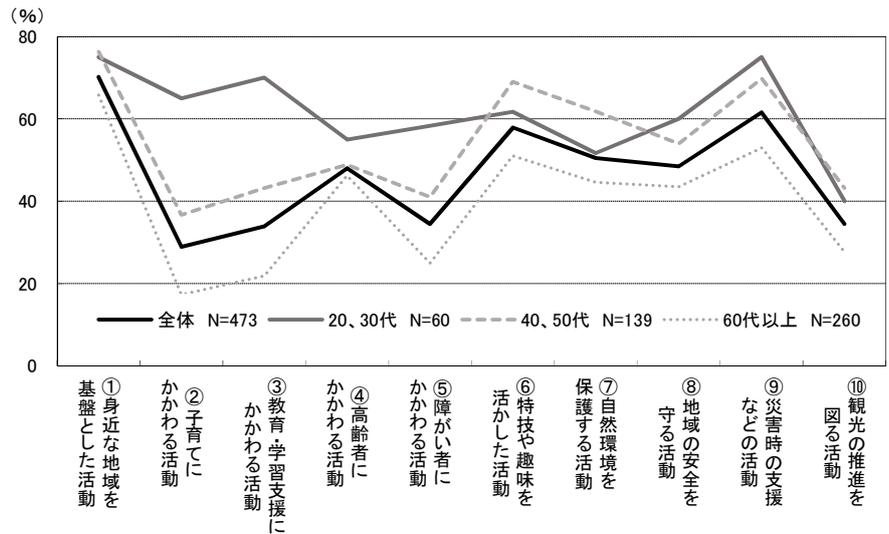
活動してよかったと感じること〔問17(3) 世代別〕



⑤活動意向のある分野と関わり方

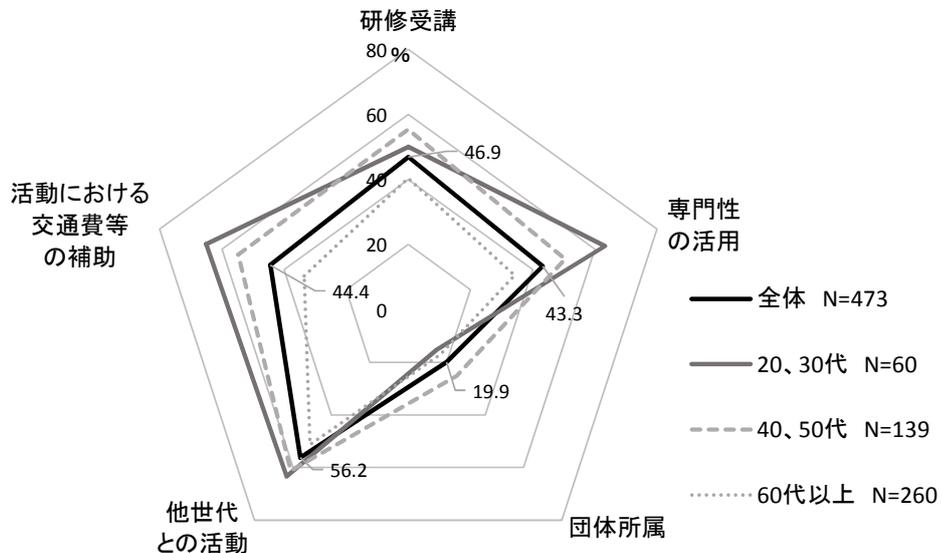
- 身近な地域を基盤とした活動や災害時の支援などの活動への参加意向が高い。
- 20、30代はあらゆる分野の活動に参加意向を示しており、特に子育て、教育・学習支援にかかわる活動で参加意向が高い。

参加してみたい活動〔問17(4) 世代別〕



- 特定の団体への所属意向は低い。
- 「団体所属」を除くすべての項目で、20～50代の意向が全体を上回っている。
- 特に、20、30代では、「専門性の活用」と「他世代との活動」、「活動における交通費等の補助」が60%を超えて高くなっている。

活動への関わり方〔問17(5) 世代別〕 ※グラフの値は全体のもの

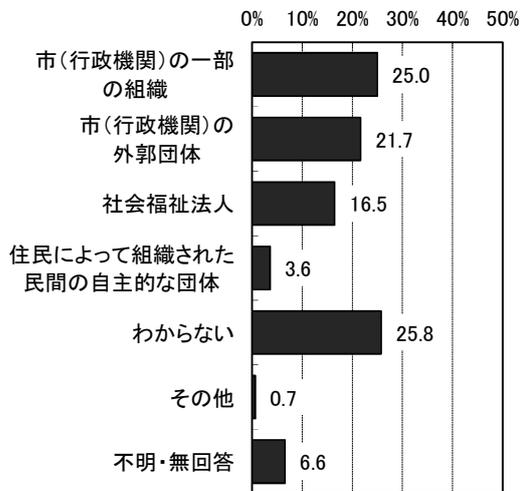


⑥社会福祉協議会のイメージと充実が求められていること

- 社会福祉協議会のイメージとしては、「わからない」の割合が最も高く、認知度の低さがうかがえる。
- 社会福祉協議会の事業では、特に、相談や高齢者、障がい者へのサービスの充実が求められている。

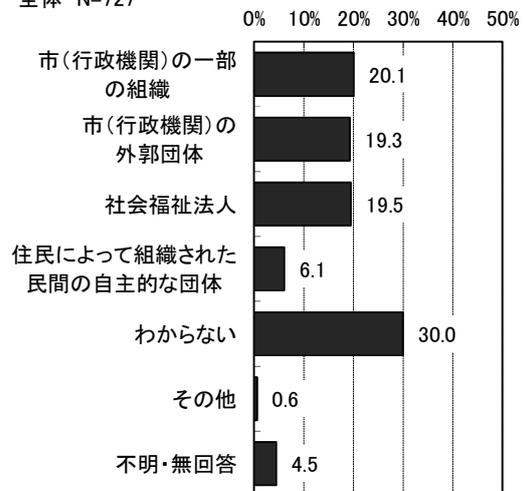
社会福祉協議会の組織としてのイメージ〔問 19〕

全体 N=883



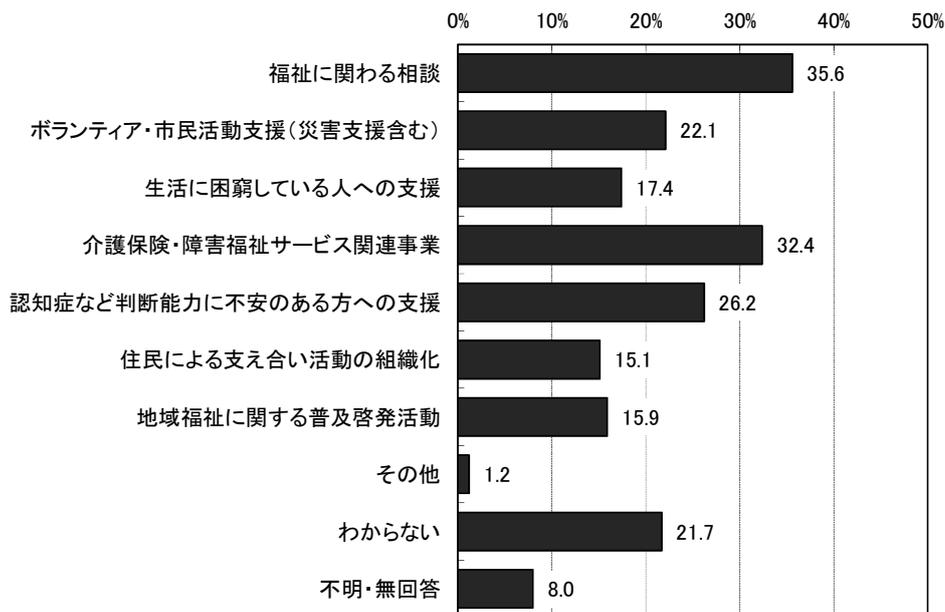
【前回調査結果(参考)】

前回調査
全体 N=727



社会福祉協議会の事業で今後充実させるべきもの〔問 20〕

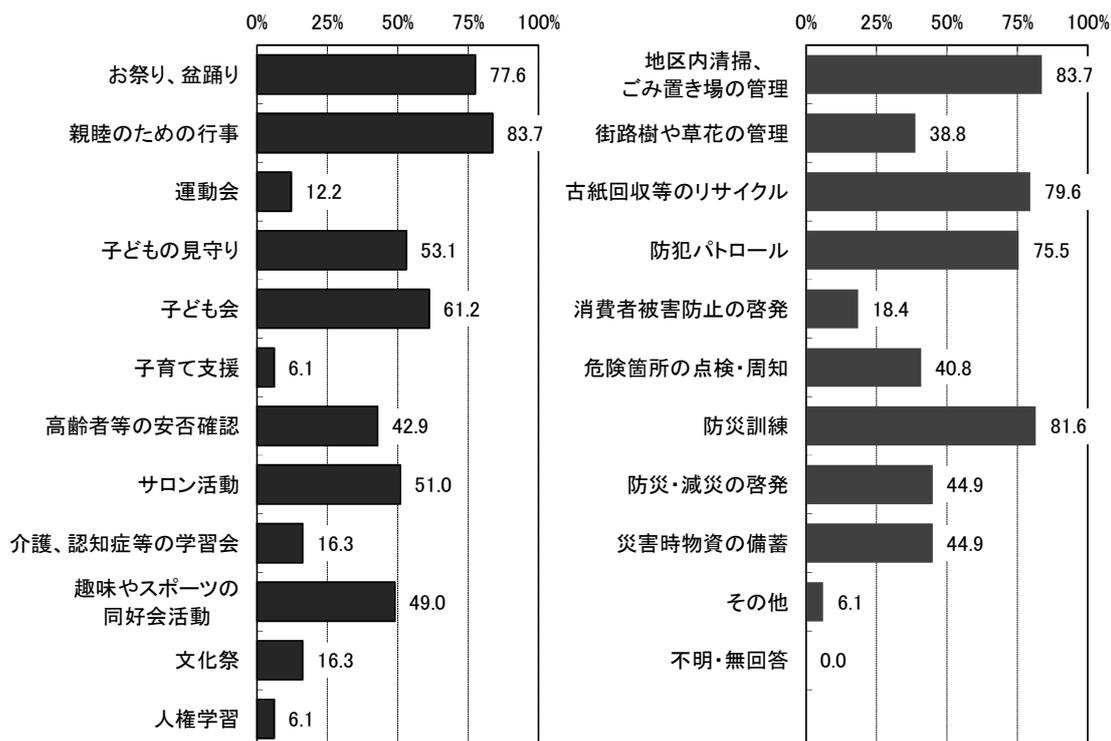
全体 N=883



- 4割が子ども会と自治会が別組織であり、少子化により子ども会運営が厳しくなる地域では自治会への編入などの検討も必要と考えられている
- 同好会活動がさかんな地域では、地域の有志が企画・運営し、講師も地域内の人材に協力してもらうなどしている

〈活動内容〉

全体 N=49



■特徴的な課題

【地域全体について】

- 少子高齢化の進行で、空き家や移動困難者（買物困難者）の増加が課題となっている
- 一人暮らし世帯が増加している
- 高齢化の進行により、災害時要援護者支援対策事業で避難支援者を確保することが困難となっている
- 孤独死を防ぐための取組が必要となっている
- 旧村地域と新規分譲地域住民の地域のつながりに関する意識の相違がみられる

課題への対応事例

- 週2回の移動販売やNPOによる外出支援を実施している
- 見守り活動を実施している

【自治会運営について】

- 運営の担い手の確保が難しい
- 加入率が低下している
- 他団体との連携を多くの団体が必要と感じている
- 活動資金が不足している

課題への対応事例

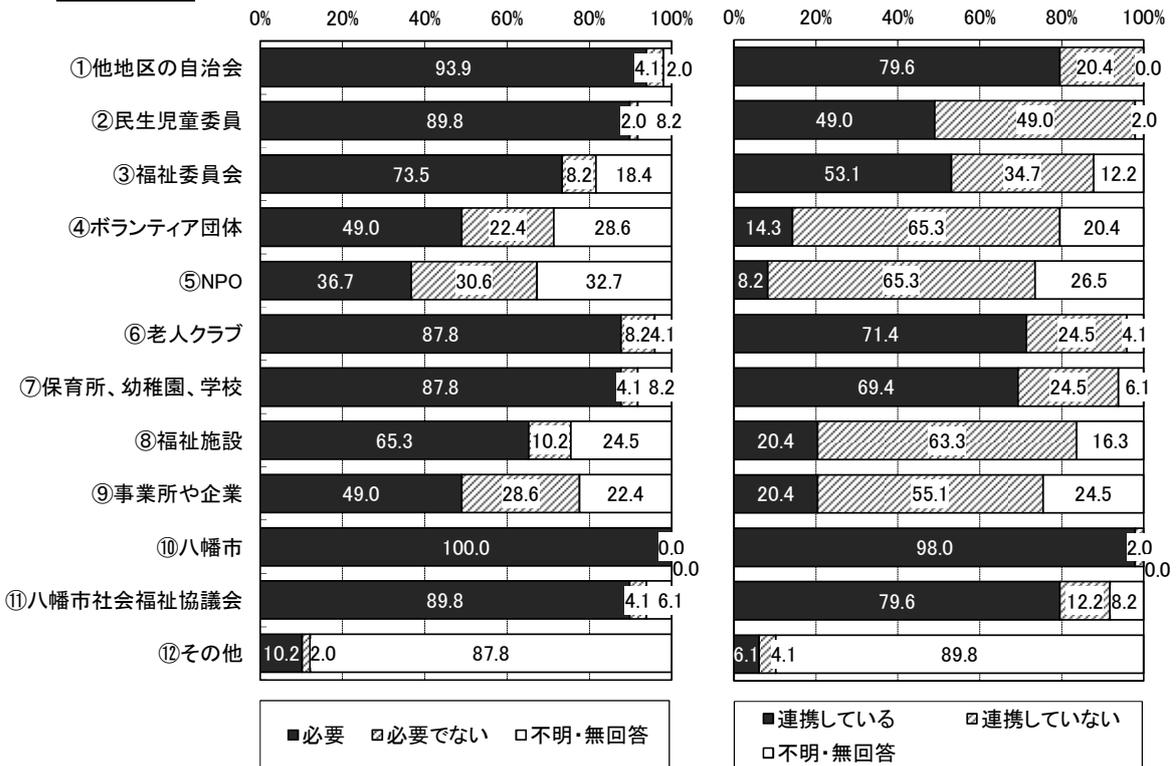
- 役員の負担軽減のために、イベント開催時に実行委員会制にしている
- 自治会のメリットを伝えるようにしているほか、楽しい雰囲気づくり、任期などに配慮している

〈自治会と他団体との「連携の必要性」と「実際の連携」状況に関する意識調査〉

(連携の必要性)

(実際の連携)

全体 N=49



②関係団体対象調査結果

■特徴的な活動内容

【地区民生児童委員協議会】

- 高齢者支援に関して、訪問活動や世代を越えた交流機会の創出などに取り組んでいる
- 子育て支援に関する活動では、おはなしや本との関わりを持つ機会づくりやシングルマザーの子育て支援などを行っている

【福祉委員会】

- 自治会単位でのサロン活動を中心に、学校支援や高齢者の見守りとして訪問活動、声かけなど、地域にあった形で活動を展開している

■特徴的な課題

【地区民生児童委員協議会】

- 市民に民生児童委員の活動についての理解を深めてもらうため、啓発やPRが必要である
- 日常生活における困りごとへの対応について悩むことがある
- 関係機関との協力が必要である

課題への対応事例

- 子どもや母親を対象としたサロン活動の実施
- 会員全員で活動を進め協力し合う気持ちを持ち、一人でがんばりすぎない

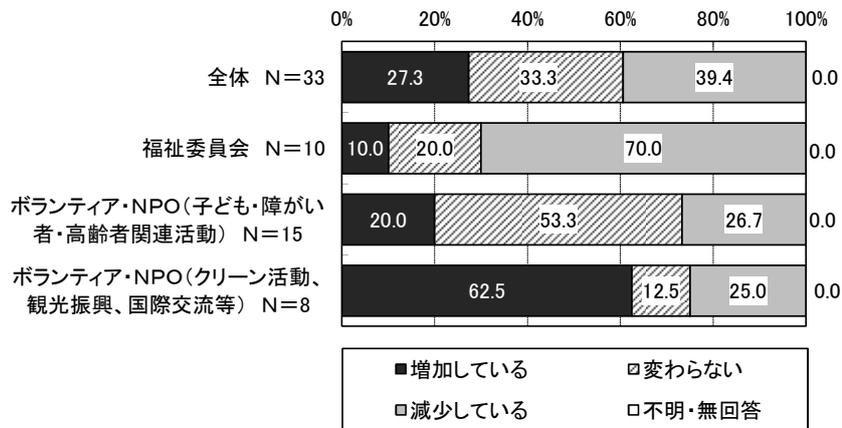
【福祉委員会】

- 高齢化に伴い、後継者が不足しており、子育て世代などの若い人に関心を持ってもらうようにすることが必要である
- 福祉委員についてまだ知られていない、また高齢者福祉の活動者といったイメージも根深い
- きっかけがないだけで、関心がある人、なりたい人がいるかもしれない

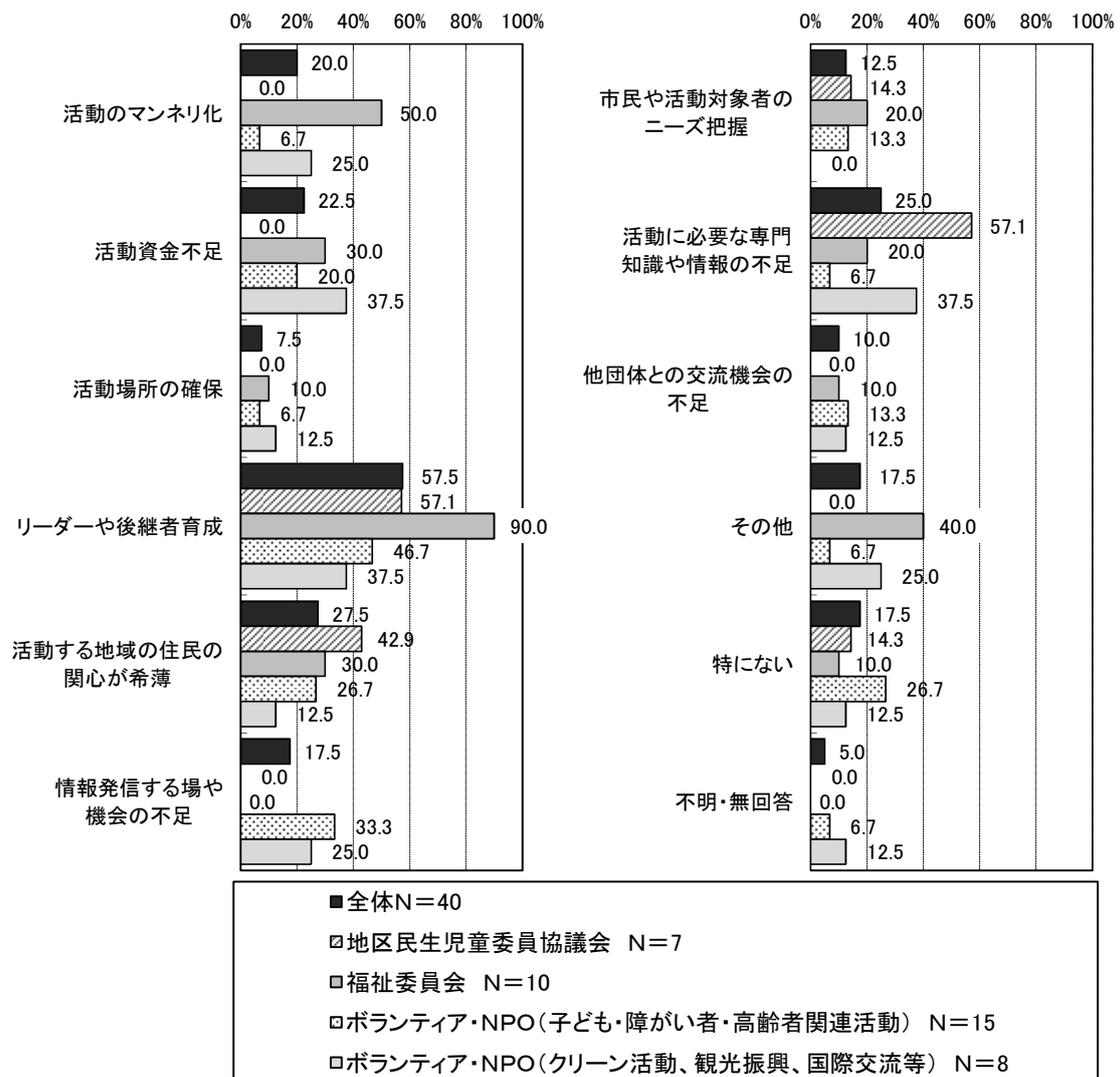
課題への対応事例

- 自治会や学校、福祉施設等と情報交換、連携し、見守りやサロンの内容を充実させている
- サロンに参加したことをきっかけに福祉委員会に加わった人がいる

〈5年前と比べた活動者（会員）数の変化〉 ※民生児童委員以外への質問



〈活動する上での困り事〉

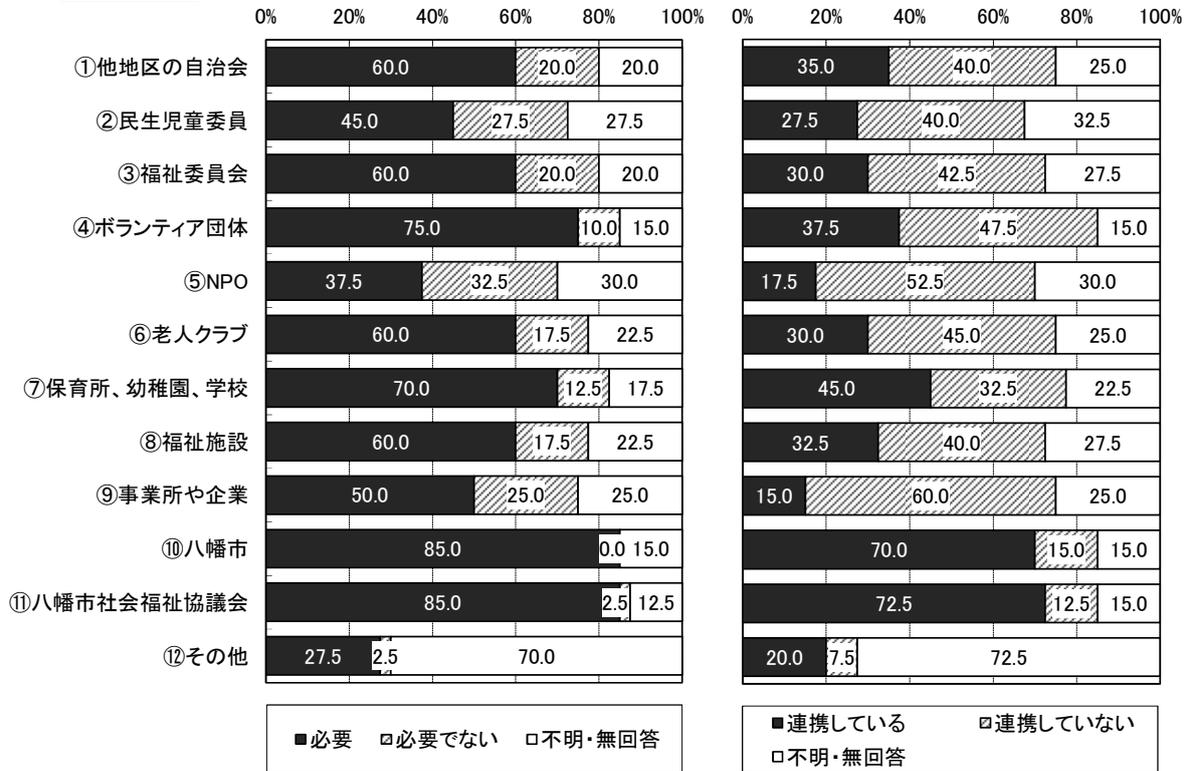


〈他団体との「連携の必要性」と「実際の連携」状況〉

(連携の必要性)

(実際の連携)

全体 N=40



8. 座談会結果概要

(1) 地区別住民座談会（全2回）

1 回目の内容

日ごろ感じている「困りごと」と、その解決・改善に活かせる地域の取組、人、施設、制度、地域に根差した文化・慣習などの「社会資源」の共有

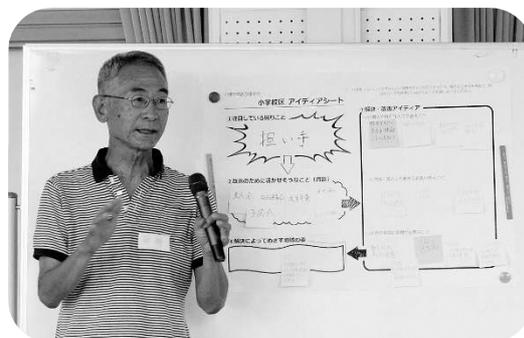
■主な意見 ※一部表現を変更し、掲載しています。

分類	困りごと	社会資源
地域のつながり	<ul style="list-style-type: none"> ・近所に雑談する所がない ・若い世代でのあいさつが少ない ・マンション住まいで、住民同士は交流がほとんどない ・近所付き合いは必要と思うが機会がない 	<ul style="list-style-type: none"> ・登下校時のあいさつ
支援を必要としている人の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・独居高齢者がどこに住んでいるのかよく分からない ・支援が必要でも自分から「手助けしてほしい」と言いづらい人が多い ・一人で暮らしている人への声かけの仕方が分からない ・子育ての悩みを持つ家庭の孤立化 ・働いている女性が増えたためか、子育て中の人と出会う事が少ない ・買い物以外で外出する機会が少ない人が、多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政、社協の相談支援 ・TELちゃん（テレフォンボランティア） ・ふれあいサロンへの参加
災害時対策	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における要援護者の避難はどうするのか 	<ul style="list-style-type: none"> ・市の災害時要援護者登録制度
地域活動の担い手	<ul style="list-style-type: none"> ・活動する人が限定されている ・ボランティア・地域活動者が高齢化しているため、若い人にも参加してほしい ・役員、委員等で時間の拘束が多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会の広報紙（福祉行事の紹介）
活動の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会、民生児童委員会、福祉委員会等の活動について、取組内容によっては、連携が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・市の広報紙、街の掲示板、自治会回覧板等での情報提供 ・ふれあいサロン ・自治会、民生児童委員、福祉委員会等の見守り活動
活動の参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な催し物をしているが住民への周知の仕方に工夫が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報板、回覧板、市の広報紙
行政等の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・行政の福祉窓口がよく分からない ・市の広報が分かりにくい 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の広報 ・SNS等を利用した情報発信
交通環境や移動手段	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通の便が悪い ・通学路の危険性 ・コミュニティバスの運行が少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校パトロール
居住環境	<ul style="list-style-type: none"> ・近所に空家が多い ・ゴミの分別ができてない ・違法駐車が目立つ ・子どもの遊び場が少ない 	

2 回目の内容

「困りごと」を解決・改善するアイデアの検討

地 区	八幡小学校区（長町含む）		
困りごと	担い手		
活かせ そうな資源	<ul style="list-style-type: none"> ・老人会 ・子ども会 ・福祉委員会 ・民生児童委員会 ・自治会 ・自主防災隊 		
解決・改善 アイデア	個人や身近な人で できること	地域で協力して進める 必要があること	市や社協の支援が 必要なこと
	<ul style="list-style-type: none"> ・隣同士仲良くする ・新聞がたまっている等、異変がないか気にかける ・あいさつ等、声をかける 	<ul style="list-style-type: none"> ・お互いの団体のことを知る ・高齢者の見守り活動 ・子どもの見守り活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の連携への支援 ・行政内部での連携
地 区	中央小学校区		
困りごと	近所付き合いがなく、相談等することができない （一人暮らしの高齢者も含む）		
活かせ そうな資源	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会組織下の班長 ・福祉委員 ・民生児童委員 ・各種ボランティア団体 		
解決・改善 アイデア	個人や身近な人で できること	地域で協力して進める 必要があること	市や社協の支援が 必要なこと
	<ul style="list-style-type: none"> ・各種パトロール隊等を活用する ・地元の事を良く知る人を探す ・個人個人が自発的な参加意識を持つ 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種委員、ボランティア組織の情報を共有する 例えば、一堂に会し、合同委員会を開催する ・話し合いの場をつくる ⇒細かい単位（校区・班など）での話し合い ・班長の仕事を手助けできる方法を考える 	<ul style="list-style-type: none"> ・班長や、各種委員、各種組織の役割の周知 ・郵便局やコンビニ等の民間にも広報活動に協力してもらおう



地 区	南山小学校区		
困りごと	担い手・会員不足		
活かせ そうな資源	<ul style="list-style-type: none"> 退職後の人（特技、趣味）の協力 自治会の広報紙 掲示板 		
解決・改善 アイデア	個人や身近な人で できること	地域で協力して進める 必要があること	市や社協の支援が 必要なこと
	<ul style="list-style-type: none"> 身近な人に話しかけ、誘いかける 交流の場を提供する 自治会の必要性を伝える回覧物を手元に残すためのファイルをつくる 	<ul style="list-style-type: none"> 希望する活動の公募 自治会活動の様子を掲示 自治会の大切さ、必要性を地域の人に理解をしてもらう 集会所等を開放する 団体間の連携を深める 班長からスカウトの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 自治会単位で集まれる場をつくる 子育て支援ができる場所をつくる
地 区	橋本小学校区		
困りごと	<ul style="list-style-type: none"> 孤立化 高齢者、子育て世代を含む地域全体の課題 		
活かせ そうな資源	<ul style="list-style-type: none"> サロン（高齢者、子育て）・イベント（老人会、福祉委員会、自治会、民生児童委員）・地域の基盤がしっかりしている（町内会） 		
解決・改善 アイデア	個人や身近な人で できること	地域で協力して進める 必要があること	市や社協の支援が 必要なこと
	<ul style="list-style-type: none"> 情報通の人を把握する 個別訪問する あいさつをする 	<ul style="list-style-type: none"> 地域イベントを増やすことで、交流のきっかけづくりをする 子ども会等に入るよう誘う（必要性の説明） 組織が情報共有しやすい仕組みづくり 見守りの目を増やす 	<ul style="list-style-type: none"> ボランティアのPRや社協のサービスの情報を発信する
地 区	有都小学校区		
困りごと	地域の安全面の不安		
活かせ そうな資源	<ul style="list-style-type: none"> 小学校パトロール 地域によっては集会（年4回）による要望を聞き、その要望に対する課題を役員が確認し、改善できる部分はしている（地域の連携） 地域に特化した課題に対する勉強会の開催 隣近所との声かけ 		
解決・改善 アイデア	個人や身近な人で できること	地域で協力して進める 必要があること	市や社協の支援が 必要なこと
	<ul style="list-style-type: none"> 交通マナーが悪いトラック等が多いので警察等へ連絡する 詐欺等の情報を集め、警察へ連絡する 隣近所との声かけを継続する 	<ul style="list-style-type: none"> 小学校区内の団体が集まり、資源や課題を話し合う必要がある 地域で災害時に連携して避難する場所を共有する 	<ul style="list-style-type: none"> 見守り対象者把握ための支援をする

地 区	美濃山小学校区		
困りごと	世代間の交流		
活かせ そうな資源	<ul style="list-style-type: none"> ・地域でのお祭りの開催 ・スポーツイベントの開催（ほかの地域も参加できるので情報が入ってくる） 		
解決・改善 アイデア	個人や身近な人で できること	地域で協力して進める 必要があること	市や社協の支援が 必要なこと
	<ul style="list-style-type: none"> ・情報を入手する努力を促す ・相手の言うことをよく聞く ・常に他人と交流するように心がける ・コミュニケーションを図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・各世代及び世代間に渡るイベント活動 ・中心的人物による働きかけ ・若い人が参加できるように、パソコン等のメディアを有効活用する 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会加入促進の支援 ・見守り対象者把握の支援
地 区	くすのき小学校区		
困りごと	人と人との関係の希薄化（担い手）		
活かせ そうな資源	<ul style="list-style-type: none"> ・身近なこと、気軽なこと（サロン、自治会、趣味の会等） 		
解決・改善 アイデア	個人や身近な人で できること	地域で協力して進める 必要があること	市や社協の支援が 必要なこと
	<ul style="list-style-type: none"> ・義務感からでなく、活動者が楽しんで活動する ・若い方達にSNS等で情報発信する ・1人1人を活動に誘う（ポスティング） 	<ul style="list-style-type: none"> ・気軽に話しやすい役に立つ集まり（食事会、脳トレ） ・受け身にならないで、皆で楽しむ ・地域の団体と連携した声かけ（情報の共有） 	<ul style="list-style-type: none"> ・講座の活用（シルバー人材センター協力でかんたんな体操等をする） ・広報紙を活用し、情報発信する
地 区	さくら小学校区		
困りごと	閉じこもっている人を引っばってくる		
活かせ そうな資源	<ul style="list-style-type: none"> ・老人会のお誕生日会【参加者が多かった企画】 ・敬老のつどい ・だんだんテラスのラジオ体操（野菜市とのコラボ） ・老人会でフリートークイベント ・朝のラジオ体操 ・老人会の会報 ・笑劇場 ・市のウォーキングイベント ・個人宅で老人憩いの場 		
解決・改善 アイデア	個人や身近な人で できること	地域で協力して進める 必要があること	市や社協の支援が 必要なこと
	<ul style="list-style-type: none"> ・友人を増やすため、ま、あいさつをする ・個人的な活動から輪が広がっていくので、ラジオ体操に行く途中でゴミ拾いをする 	<ul style="list-style-type: none"> ・ラジオ体操×何かのイベントを開催する ・イベント不参加の人にもプチプレゼント ・気軽に参加できる活動を増やす 	<ul style="list-style-type: none"> ・みんなが集まれる広い場所の提供 ・交通手段（コミバス）の充実 ・老人向けイベントをまとめたパンフレットの発行

(2) テーマ別住民座談会（全2回）

1 回目の内容

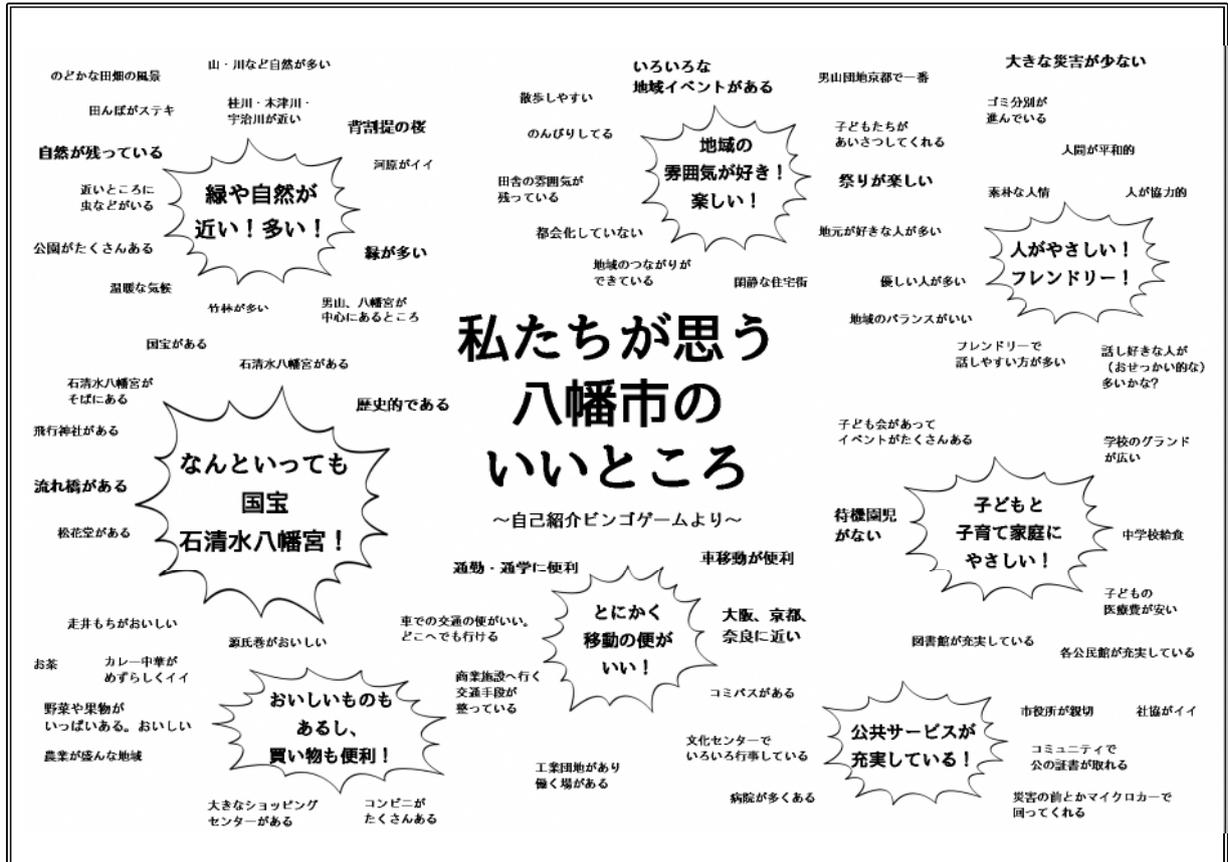
テーマの活動について日々感じていることを話し合おう！

■主な意見

テーマ：暮らしやすい地域にするための活動	
私たちができる・私たちにしかできないこと	取り組みたい・取り組んだほうが良い理由
・閉じこもっている人に声をかける ・ふれあいの場所をつくる	・「暮らしやすい」＝「毎日が楽しい」と思える日々を過ごす
・老若男女を問わずみんなが集える場所をつくる	・周囲への声かけ、内容、場所の提示⇒個人から、団体から
・高齢化社会になっている今の日常生活に対する見直しをする	・1人だと日常生活に支障がでる部分もあるから
・「おせっかい」も大事	・人の役に立てる→よかった→またしよう→生きがい→そういう人を多くすることが暮らしやすくなっていくことにつながる
・高齢者、障がい者と一緒に、ウォーキングで八幡市全体を何回かに分けて歩いてみる	・道路の歩き辛さを体感してもらう
・防災訓練を積み重ねる（消火器の配備箇所のPRやタンカの使用等）	・実際に訓練していても不十分な点が多いと思う（消火器を使える人が何人いるのか？）
テーマ：防災・災害時の助け合い活動	
私たちができる・私たちにしかできないこと	取り組みたい・取り組んだほうが良い理由
・隣近所とのコミュニケーションを日頃からとる	・何かあった時に、できることがあるかもしれない
・自治会、町内会の中で定期的な食事会を行う	・日頃から顔見知りになることで非常時にも助け合える
・自治会の中で防災について話し合い、防災訓練を定期的実施する	・防災についての問題意識を共有することが大事であるため、実際に、身体を使って、動くことが大事
・家族で災害時の行動方法を話し合う	・自分の身は自分で守る意識を持つ
・災害時の避難所運営にも女性の視点を反映させる	・災害が起こる前から、行政等と話し合いをしておく（洗濯物干すところ、風呂、トイレ、赤ちゃんの世話等）
・自治会の防災倉庫備品の事前チェックをしておく	・災害時にうまく活用できるよう災害用検討会を実行する
テーマ：特技やスキルを活かした地域活動	
私たちができる・私たちにしかできないこと	取り組みたい・取り組んだほうが良い理由
・子育て世代の願いや想いが集まるようなあそび場、憩いの場、サロンをつくる	・子育て世代の母親たちが想いを出せる場が必要だと思う
・ひとり親家庭の子どもの食・生活を支援する	・「食」をツールとした支援に関心があるためレクチャー等、行政で支援をしてほしい
・祭り、サロン等を充実し、地域のコミュニケーションの機会をつくる	・高齢者の単独世帯が多くなっている現状で憩いの場所をつくる必要がある
・特技やスキルを活かせるネットワークをつくる	・特技やスキルが埋もれてしまわないように、主体性を持ってつながるイベントを企画していく
・近隣の府県との交流、情報交換をしたい	・特に大阪府は近いので是非、情報が知りたい

■参加者が思う八幡市のいいところ

参加者のみなさんがコミュニケーションをとりやすい雰囲気をつくるためアイスブレイクを実施しました。実施した「自己紹介ビンゴゲーム」の回答から、八幡市のいいところが多くあがりました。



2回目の内容

“私たちができる” “私たちにしかできない” ことを考えよう！

■主な意見

【暮らしやすい地域にするための活動】

- 地域団体の役員に立候補者が出るような仕組みづくり
- リーダーは一人ではなく複数人で
- 自分たちで運営するコミュニティーカー（乗り合って車を出す等）
- ウォーキングを兼ねて道路の危険箇所点検を行う

【防災・災害時の助け合い活動】

- 一人ひとりが、高齢者や障がいのある人に心配りをする
- 災害に関する経験者からの講話や模擬体験機会の充実
- 地域で避難グループを組織し、実際に避難して行方不明者がいた場合に、消防や救急等と連携できる仕組みづくり

【特技やスキルを活かした地域活動】

- 特技を持った人を中心に興味のある方と交流する
- サロン活動に特技のある人の参加を呼び掛ける
- 特技を持っている人が埋もれてしまわないよう、イベント等（最初は）表に出てもらう
- 「私はこんなことができます!!」を発信できるツールをつくる
- 廃校になった学校を市民の憩いの場や、ワークショップができる場として開放する
- 家に引きこもりがちな高齢者や障がいのある人が集える場づくりをする
（バリアフリーが整備されていること）



(3) 専門職座談会（全1回）

内容

業務を通し見えていることや感じていること

■主な意見

- 困りごとに気づいている人に対してはサービスにつながりやすい一方で、本人や家族が困っていることに気づいていない場合の対応が困難でサービスにつながりづらい
- 地域福祉活動者、専門職との連携を深めるための地域懇談会の開催が必要である
- 分野を越えた専門職座談会は、見識がひろがる場であるとともに、後に連携をしていく中でも顔の見える関係づくりの場としても必要である
- 対象とする相談者の年齢層が違えば、視点や支援の内容が変わることが再認識できた
- 困難を抱えた人の周囲にキーパーソンがいないケースが増えている
- オートロックのある住宅の場合、会うことすらも困難で、実態の把握が難しいケースがある
- 一度福祉サービスの利用につながっても、継続が難しいケースがあるため、サービスを利用していない日の居場所づくりなどの支援のあり方が問われている
- サービスの狭間で解決できないケースについては、ボランティア団体や当事者団体と連携し、解決することもある
- 別組織の同職間の連携が取れていないことが課題である
- 最近の相談傾向としては、相談にこられる人が複数の悩みを抱えている場合が多く、ニーズが複雑化している
- 特に複雑な相談に対しては、専門性を持つ機関にいかにか素早くつないで、連携し、共同で支援にあたれるかが課題である
- 専門職だけでは、頻繁に訪問をすることが困難であるため、民生児童委員等が見守りをしているケースもあり、実際に顔を合わせているから分かる部分も多くあると考えられる
- ケースによって、相談できる先、SOS発信ができる先が多いほうがよいため、専門職のみでの支援だけではなく、地域との連携が重要である
- ケースの窮迫性をいち早く察知する必要があるため多くの目で支援することが大切である

第2次八幡市地域福祉推進計画

発行年月：平成30年3月

編集・発行：八幡市 福祉部 福祉総務課

〒614 - 8093 京都府八幡市八幡三本橋 59-9 第二分庁舎

TEL：075 - 983 - 1111（代） FAX：075 - 983 - 1371

社会福祉法人 八幡市社会福祉協議会

〒614 - 8022 京都府八幡市八幡東浦 5 福祉会館

TEL：075 - 983 - 4450 FAX：075 - 983 - 5798

策定協力：(株)ジャパンインターナショナル総合研究所